

# 月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料

令和7年12月19日  
内閣府

## <日本経済の基調判断>

### <現状> 【判断維持】

景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。

(先月の判断) 景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。

### <先行き>

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

## <政策の基本的態度>

政府は、「経済あっての財政」を基本とし、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築する。

今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すため、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を柱とする「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（11月21日閣議決定）及びその裏付けとなる令和7年度補正予算を速やかに執行する。また、「令和8年度予算編成の基本方針」（12月9日閣議決定）や今後策定する「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」も踏まえ、令和8年度政府予算案を取りまとめる。

日本銀行は、12月19日、無担保コールレート（オーバーナイト物）を0.75%程度で推移するよう促すことを決定した。

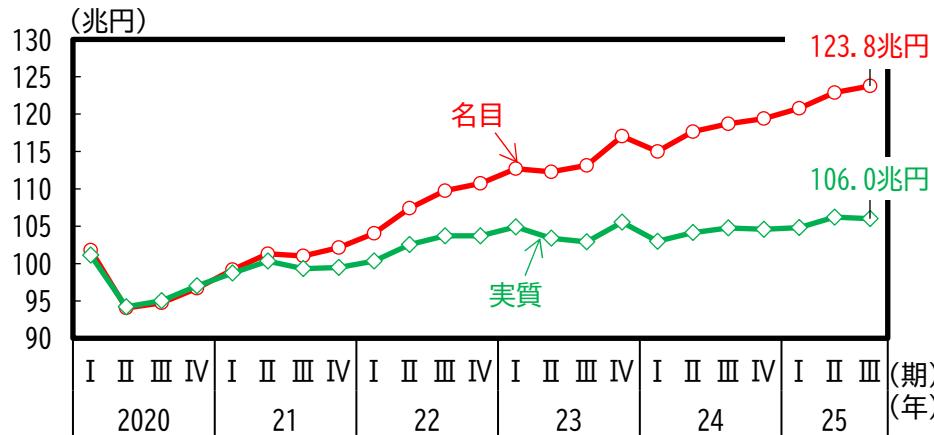
政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

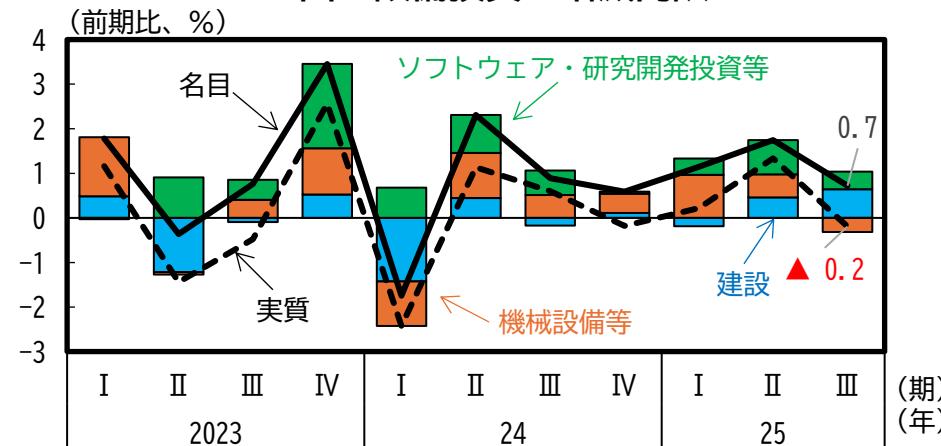
# 今月のポイント 設備投資の現状と課題

- ◆ 企業の設備投資は、金額ベースで着実に増加しているものの、物価上昇を調整した実質値でみると伸びは緩やか（1図）。特に、足下では年前半の高い伸びの反動もあり、機械設備を中心に実質前期比減少となった（2図）。
- ◆ 今後の動向に注視が必要であるが、各種調査によれば、今年度の設備投資計画は堅調を保っており、企業の投資意欲は引き続き高い（3図）。その上で、我が国の課題は、長期にわたって一国全体の投資の伸びが他の先進国よりも低いこと（4図）。潜在成長率の低さの背景となっており、官民挙げた投資促進策が重要となる。

1図 設備投資の推移

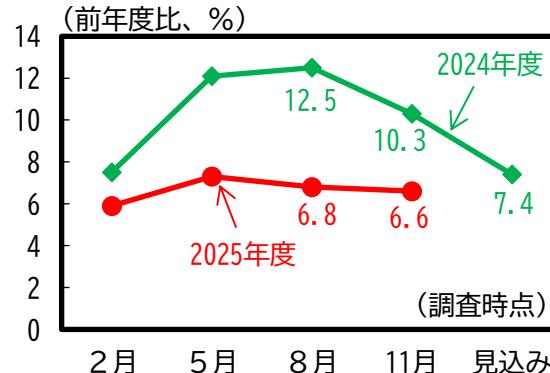


2図 設備投資の増減内訳

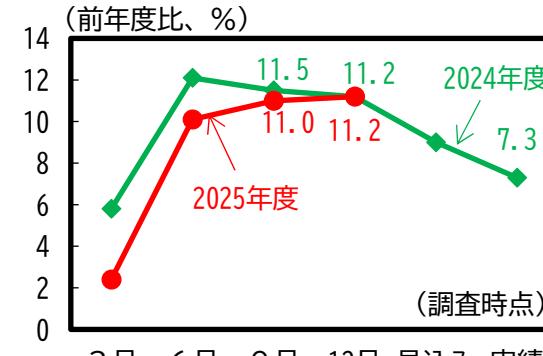


3図 企業の設備投資計画（年初からの変化）

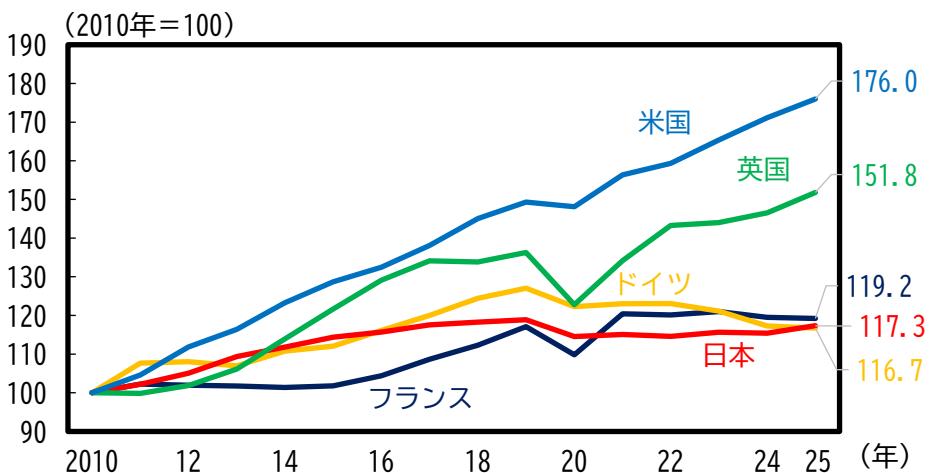
①法人企業景気予測調査



②日銀短観



4図 実質総固定資本形成（官民計）の国際比較



(備考) 1. 1図・2図は、内閣府「国民経済計算」により作成。季節調整値。2図の内訳について、「機械設備等」は、形態別総資本形成額をもとに、固定資本マトリックス（国民経済計算年次推計の2023暦年値）における民間部門の割合を用いて計算。「ソフトウェア・研究開発投資等」は、「知的財産生産物」を指し、形態別総資本形成額から、公的部門分について2023年10-12月期以降横ばいとの仮定を置いて、これを控除して計算。「建設」は、民間企業設備計から「機械設備等」と「知的財産生産物」を控除して計算。

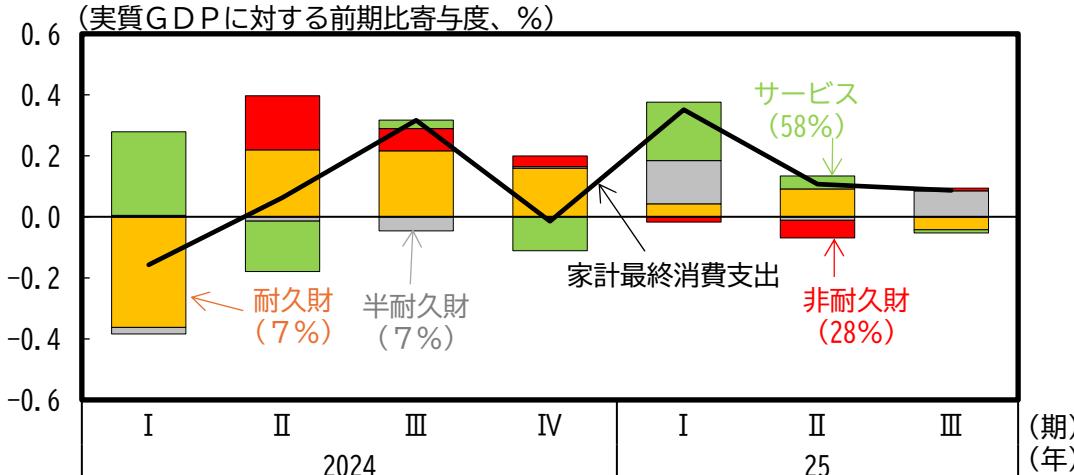
2. 3図は、内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。いずれも全規模全産業。設備投資額はソフトウェアを含む（土地投資額は除く）。

3. 4図は、OECD Data Explorerにより作成。2025年はOECDによる見通し（12月時点）。

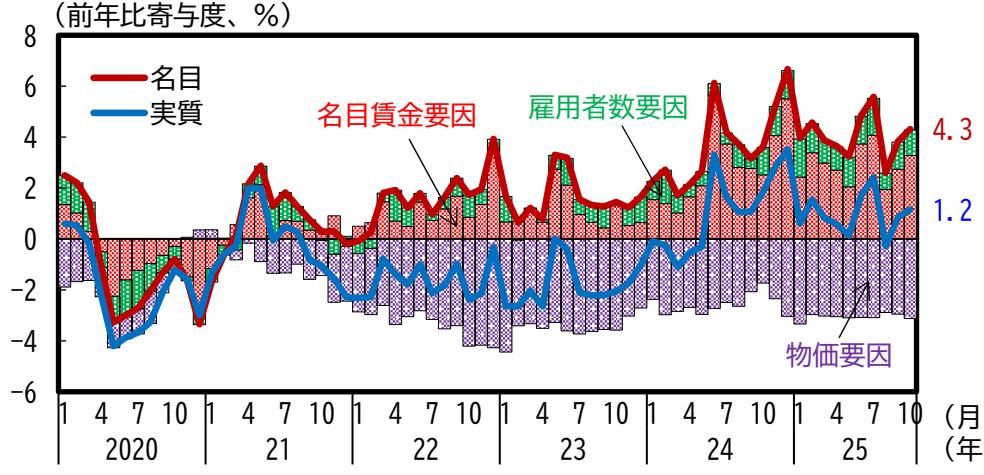
# 今月の指標（1） 個人消費の動向

- 雇用・所得環境の改善が続く中、個人消費は3四半期連続の実質前期比プラスと持ち直しの動きが続く。ただし、物価高の影響を受けやすい食料品など非耐久財消費の伸びは依然として弱い（1図・2図）。
- 所得階層別にみると、低所得世帯ほど食料品、ガソリン代、光熱費といった必需品への消費割合が高く（3図）、こうした品目を中心とする近年の物価上昇による影響も大きくなる。その結果、低所得世帯ほど体感する物価上昇率は高い（4図）。

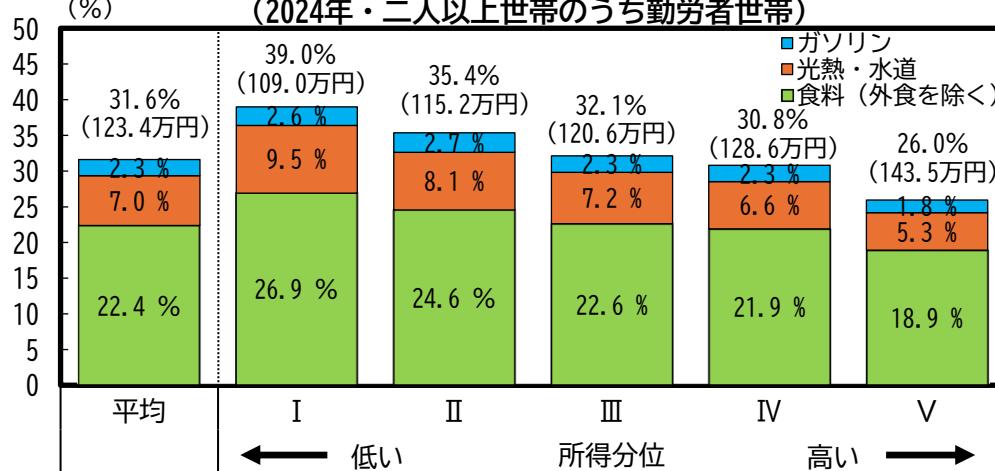
1図 個人消費の動向



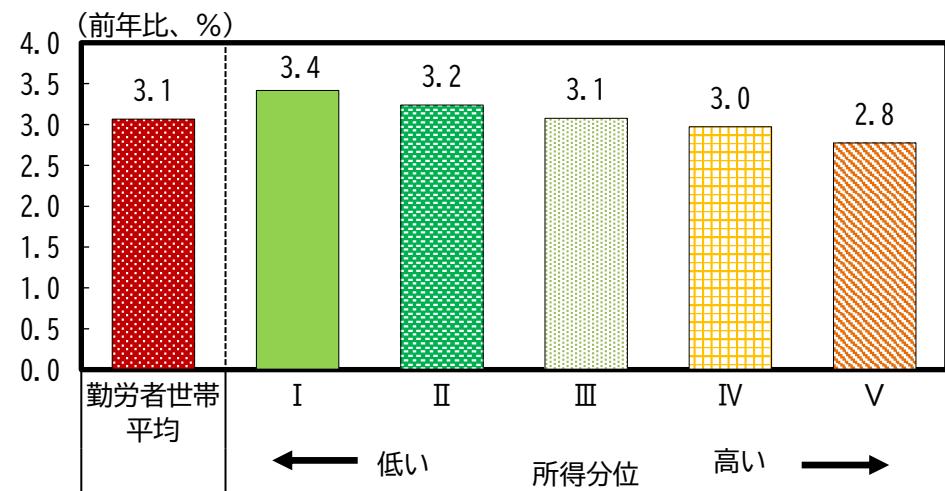
2図 総雇用者所得（雇用者数×一人当たり賃金）



3図 所得階層別の生活必需品の消費割合  
(2024年・二人以上世帯のうち勤労者世帯)



4図 所得階層別の物価上昇率（2025年）

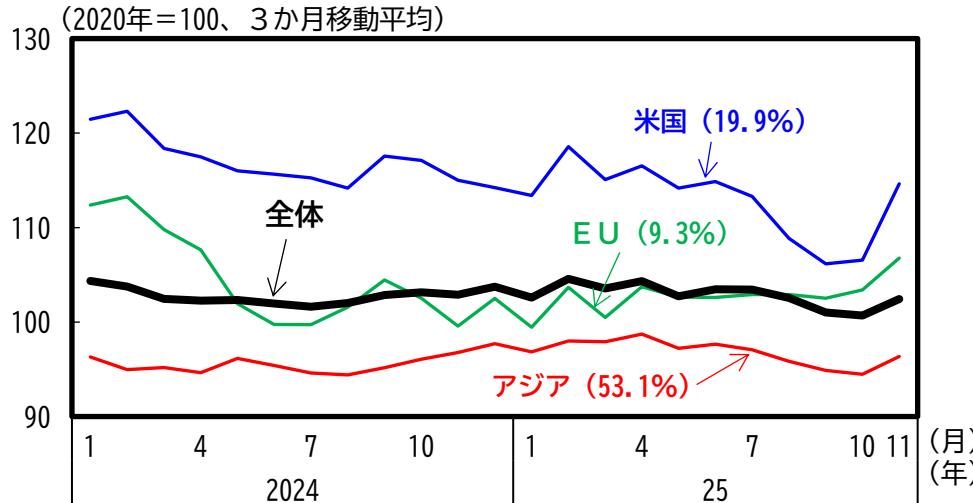


- （備考）1. 1図は、内閣府「国民経済計算」により作成。財・サービス内訳は「国内家計最終消費支出（家計最終消費支出にインバウンドを加え、アウトバウンドを控除したもの）」の内訳のため、財・サービスの寄与度の合計と家計最終消費支出の寄与度は一致しない。（）内は2024暦年の国内家計最終消費支出に占めるシェア（名目）。2. 2図は、内閣府「総雇用者所得」により作成。10月は速報値。3. 3図は、総務省「家計調査」により作成。消費支出に占める、食料（外食を除く）、光熱・水道、ガソリンの支出額の割合。なお、「ガソリン」には軽油が含まれる。2024年の所得分位は、年間収入が第I分位は509万円以下、第II分位は～645万円、第III分位は～794万円、第IV分位は～1005万円、第V分位は1005万円以上となっている。4. 4図は、総務省「消費者物価」により作成。2025年1～11月平均と2024年1～11月平均の指標から算出。所得分位は、2020年時点の年間収入に基づき、第I分位は463万円以下、第II分位は～606万円、第III分位は～751万円、第IV分位は～962万円、第V分位は962万円以上となっている。

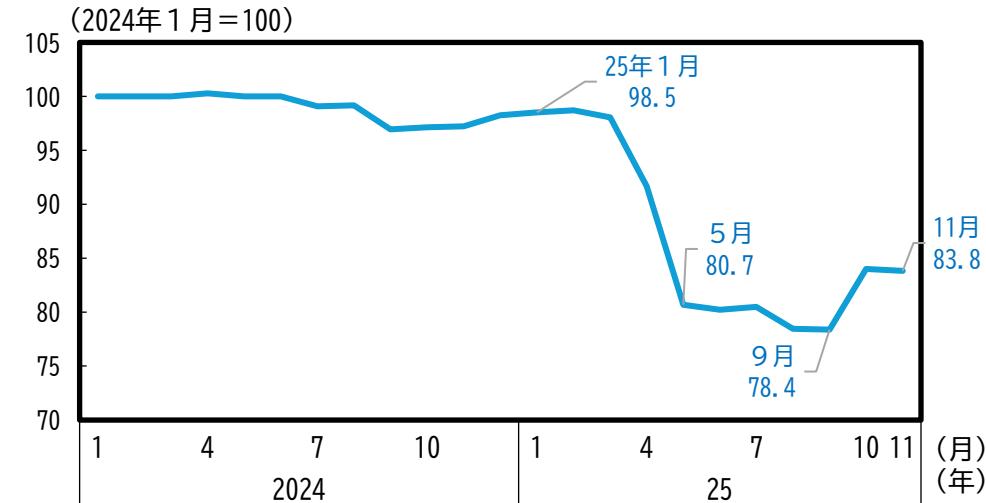
## 今月の指標（2） 輸出の動向

- ◆ 輸出数量についてみると、米国向けは自動車を中心に持ち直しの動きがみられている（1図）。ただし、米国向け自動車の輸出価格は、米国関税引上げ後の大幅な低下から若干持ち直してきているものの低い水準にとどまる（2図）。
- ◆ アジア向けについては、N I E s、A S E A N向けは伸びているものの、中国向けは、中国の内需の弱さを反映して、鉄鋼や機械類などを中心に弱い動きが続いている（3図・4図）。

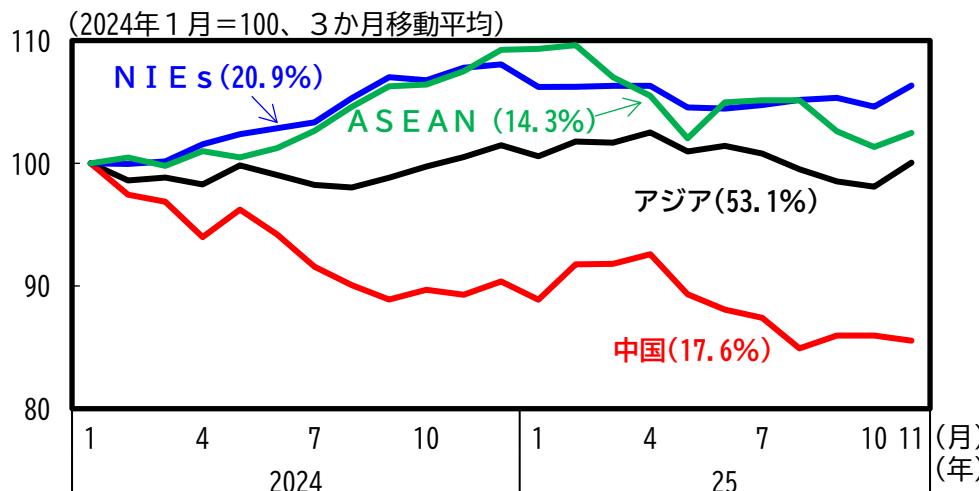
1図 輸出数量の動向（地域別）



2図 北米向け乗用車輸出価格（契約通貨建て）

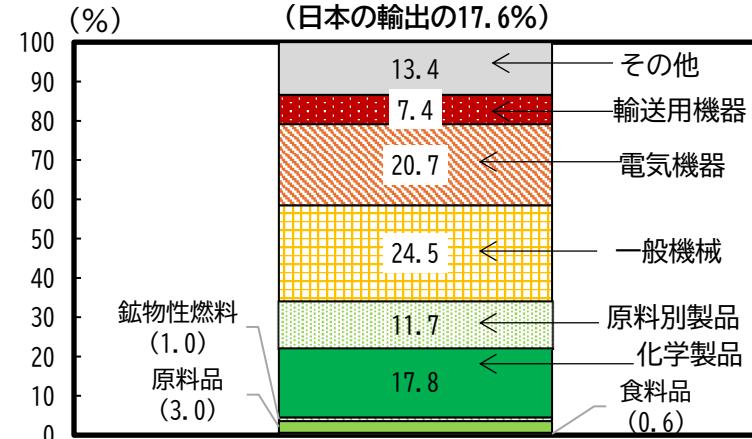


3図 アジア向け輸出数量



4図 中国向け財輸出の内訳

2024年：18兆8,624億円  
(日本の輸出の17.6%)

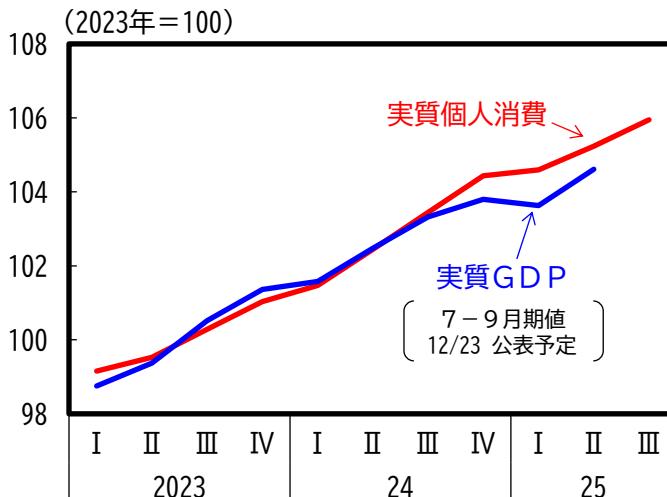


(備考) 1. 1・3・4図は、財務省「貿易統計」により作成。1図と3図は、内閣府による季節調整値。() 内は2024年の輸出金額シェアを表している。3図のN I E sは、香港、台湾、大韓民国、シンガポールの合計。  
2. 2図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。

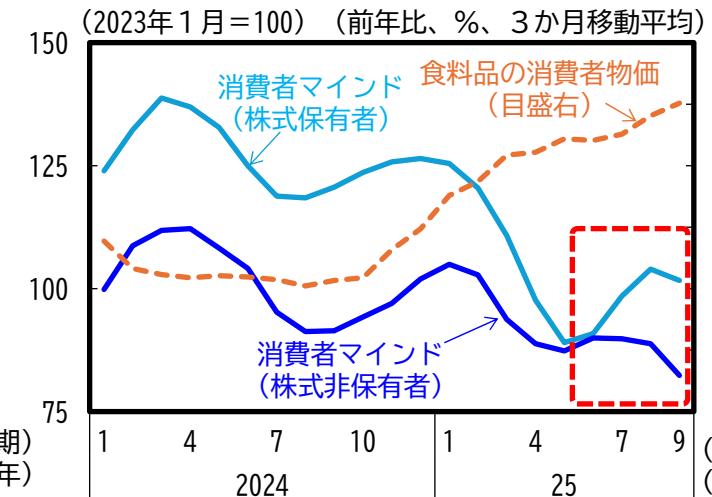
# 今月の指標（3） 米国経済の動向

- ◆ 米国では、個人消費のトレンドに大きな変化はみられない（1図）。ただし、消費者の景況感をみると、株式保有の有無によって二極化しており、株高に支えられている面がある。一方、株式を保有していない層では物価高などを背景に悪化傾向（2図）。年末商戦期の小売売上高の伸び率は、前年よりも縮小する見込み（3図）。
- ◆ 雇用者数は増勢が引き続き鈍化しており、失業率はこのところやや上昇（4図）。雇用の下振れリスクの高まりを背景に、F R Bは3会合連続で利下げを決定（5図）。

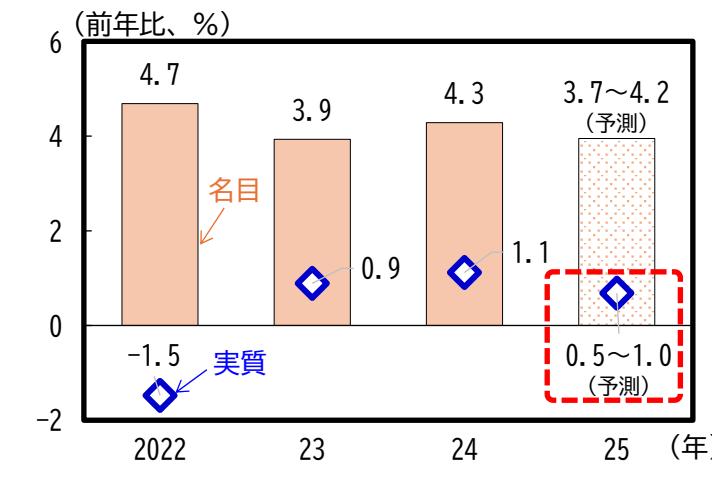
1図 個人消費・GDP（実質）



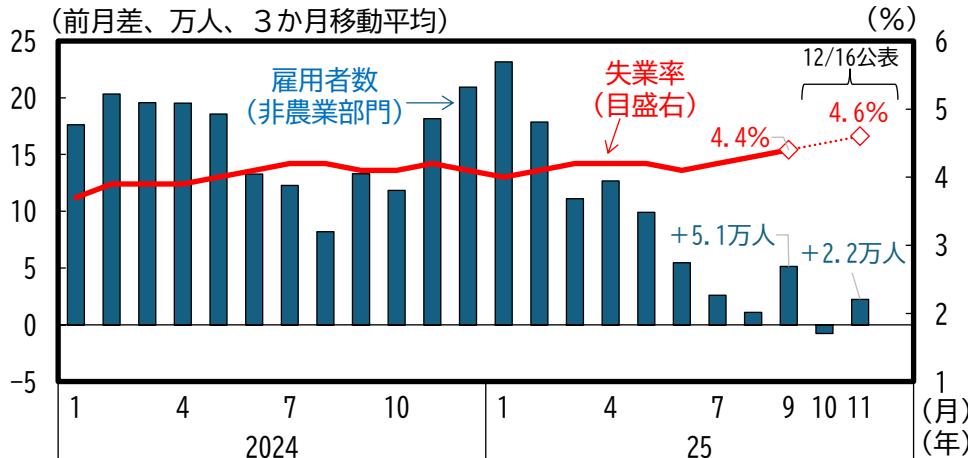
2図 消費者マインド



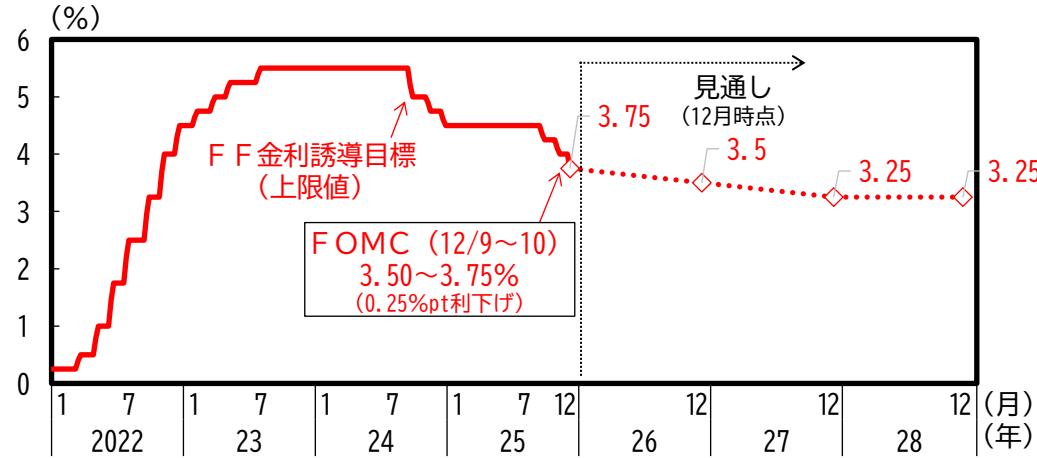
3図 年末商戦期の小売売上高



4図 雇用情勢



5図 政策金利



(備考) 1. 1図は、米国商務省により作成。季節調整値。

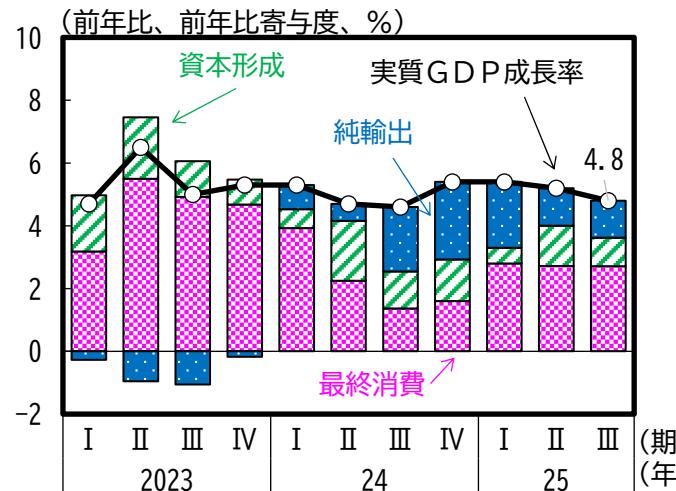
2. 3図は、全米小売業協会、米国労働省により作成。11～12月における小売売上高の伸び率。名目値は11月6日に全米小売業協会が発表した予測値。実質値は内閣府により消費者物価指数でデフレートした値。

3. 4図は、米国労働省により作成。25年10月の失業率は政府閉鎖の影響で欠損。5図は、F R Bにより作成。見通しは、12月10日に公表されたF OMC参加者による四半期経済見通しの中央値。

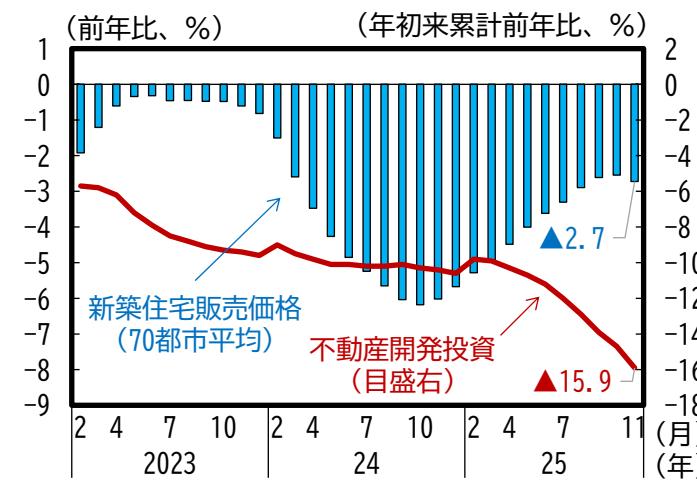
## 今月の指標（4） 中国経済の動向

- ◆ 中国では、不動産市場の停滞が継続し、景気は足踏み状態となっている（1図・2図）。こうした中、消費など内需の伸びを生産の伸びが上回り（3図）、国内物価は低い伸び率となっている（4図）。
- ◆ 財輸出は、米国向けの減少が続く中、電気機器等の機械類や自動車を中心に ASEAN やアフリカ、中南米向けは増加し、輸出総額の伸びはプラスを維持（5図）。

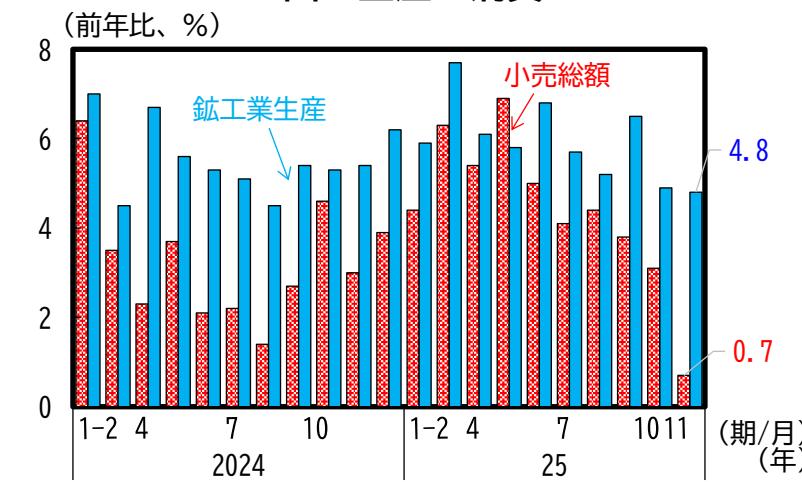
1図 実質GDP成長率



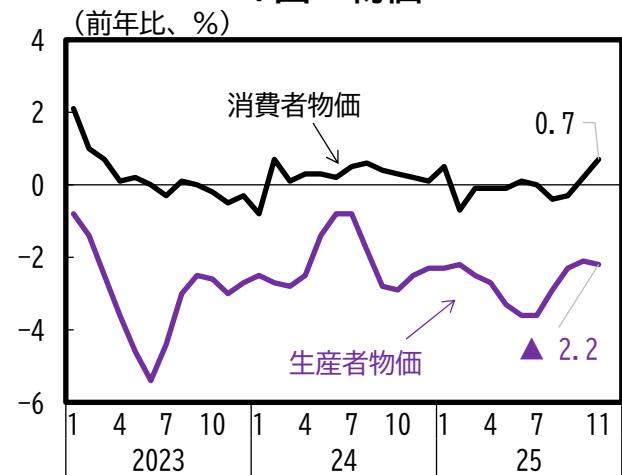
2図 住宅価格・不動産開発投資



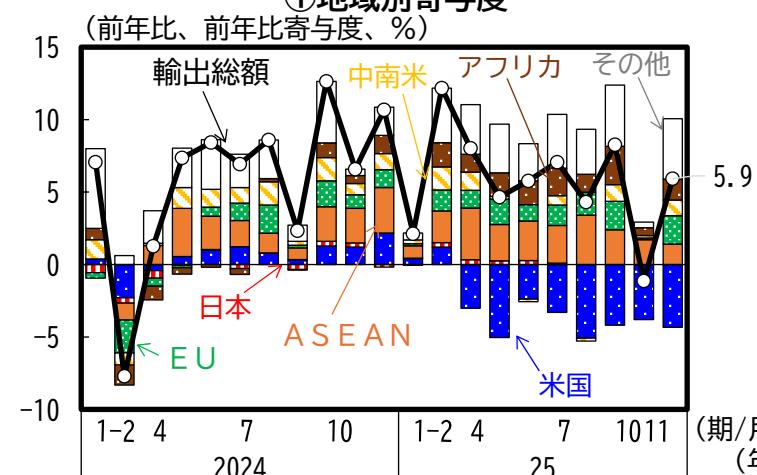
3図 生産・消費



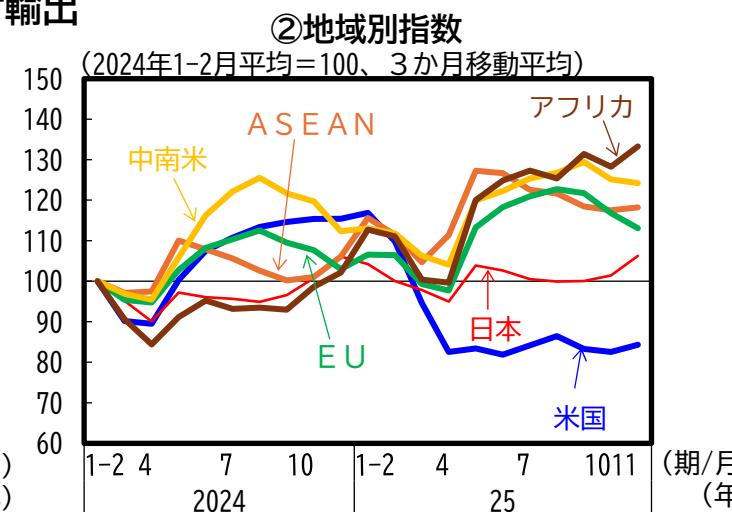
4図 物価



①地域別寄与度



5図 財輸出



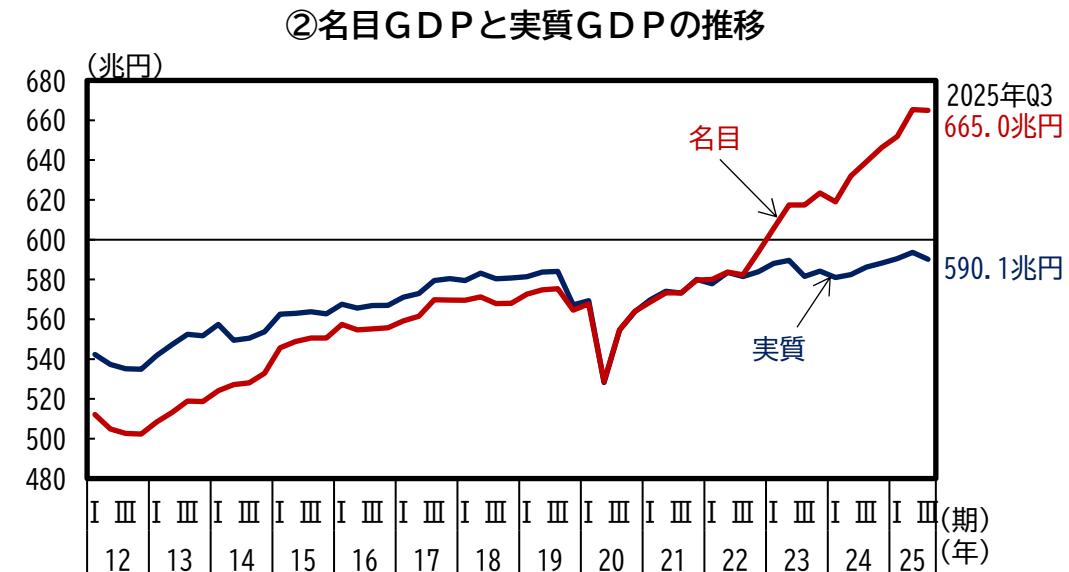
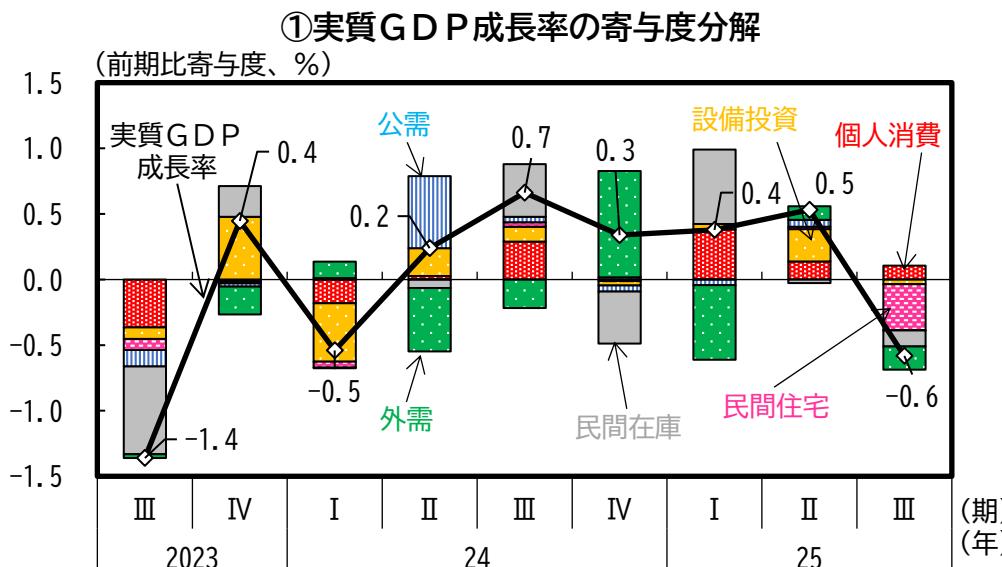
(備考) 1. 1図、2図、3図、4図は、中国国家統計局により作成。2図の新築住宅販売価格は、国家統計局の指定する70都市の価格指数の単純平均。2月値は、1月、2月の平均。

3図の小売総額は、名目小売総額を消費者物価指数(財)により簡易的に実質化したもの。

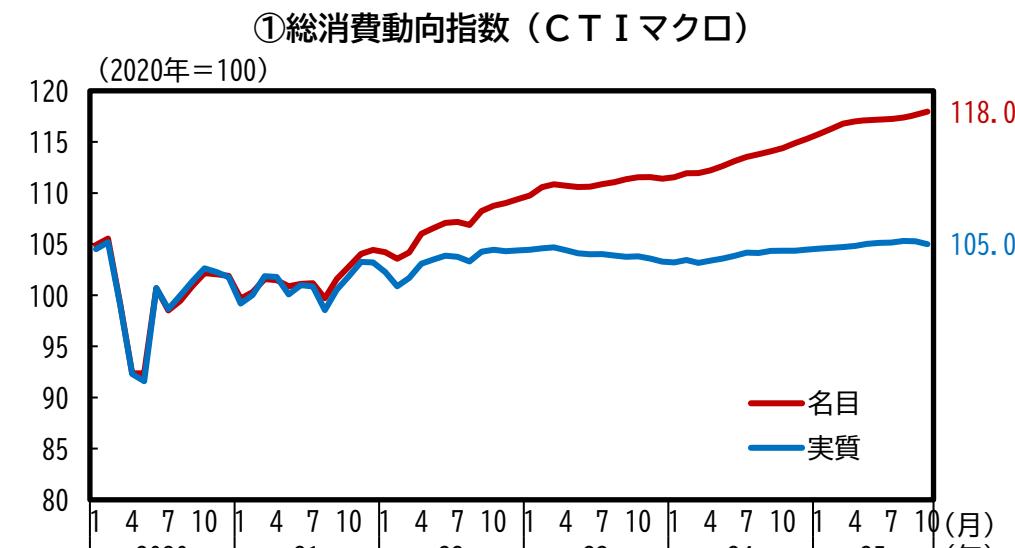
2. 5図は、中国海関総署により作成。金額ベース。

參考

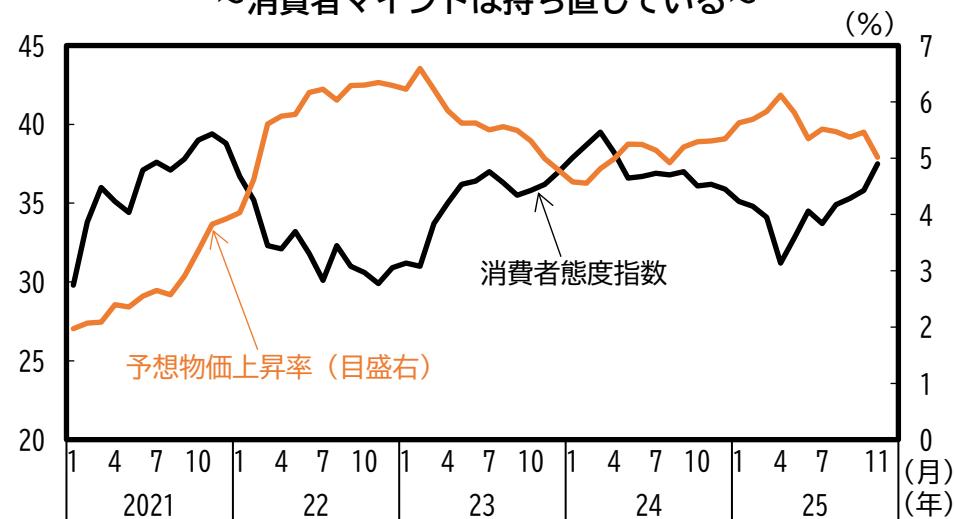
## 7-9月期GDP 2次速報の結果



## 個人消費～持ち直しの動きがみられる～



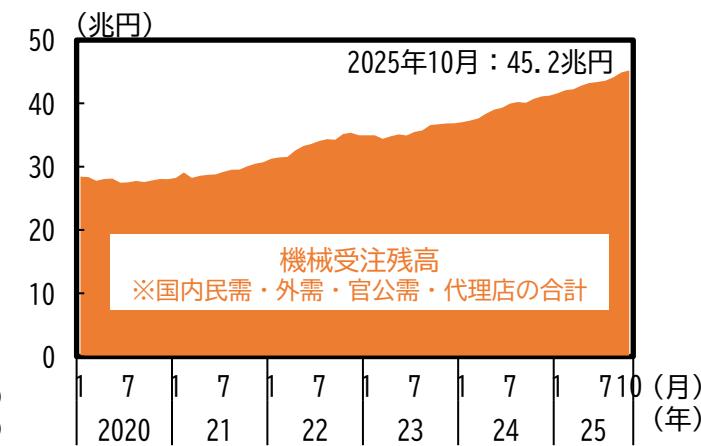
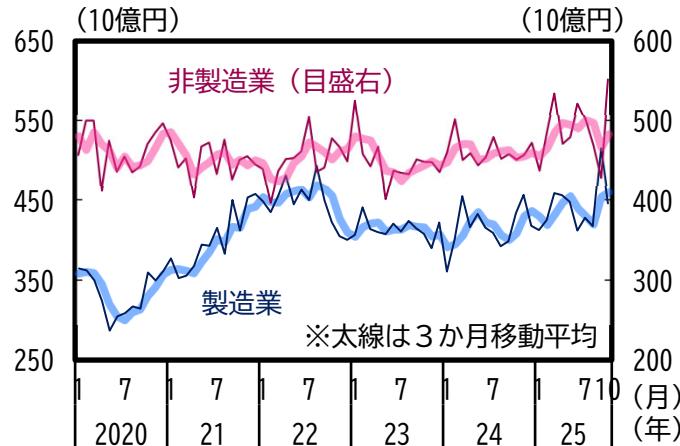
②消費者態度指数と予想物価上昇率  
～消費者マインドは持ち直している～



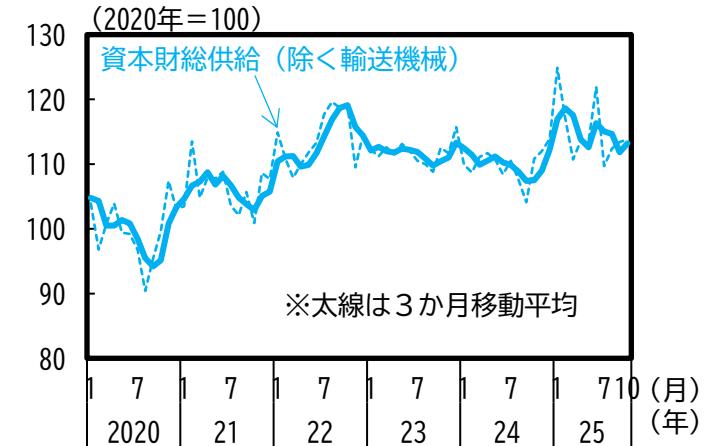
(備考) 内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、総務省「消費動向指数(CTI)」により作成。実質GDP成長率、名目GDP、実質GDPはそれぞれ季節調整値。「消費者態度指数」は2人以上の世帯、季節調整値。「予想物価上昇率」は、回答のうち上昇、下落ともに「2%未満」を1%、「2%以上~5%未満」を3.5%、「5%以上~10%未満」を7.5%、「10%以上」を10%として、それぞれの回答者割合で加重平均した値。

設備投資 ~緩やかに持ち直している~

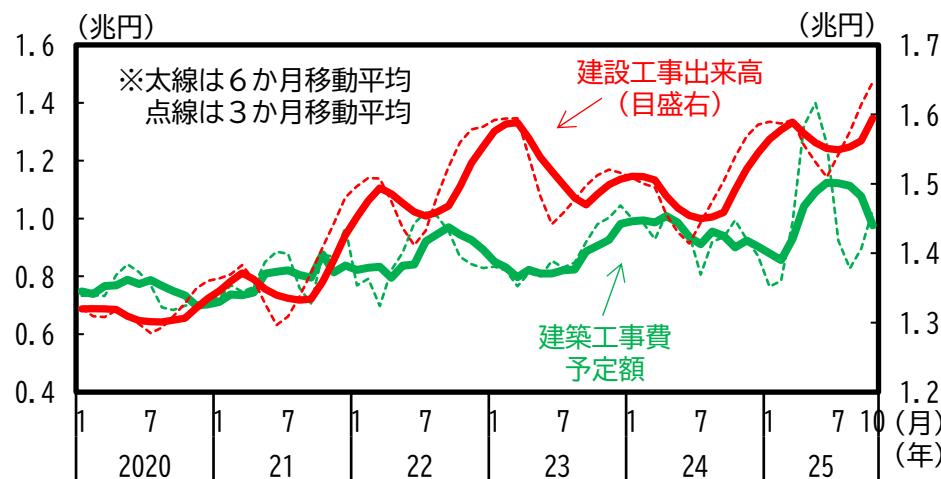
機械受注 ~持ち直しの動きがみられる~



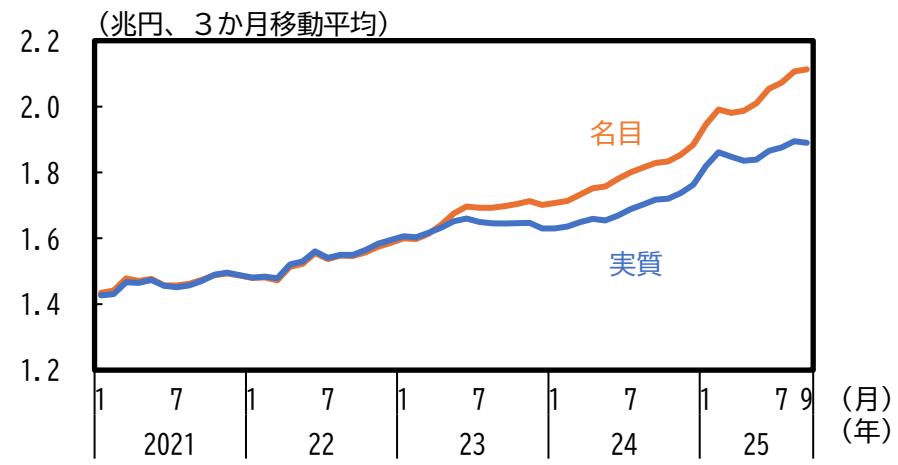
資本財総供給 ~おおむね横ばい~



建築工事費予定額  
~おおむね横ばい~

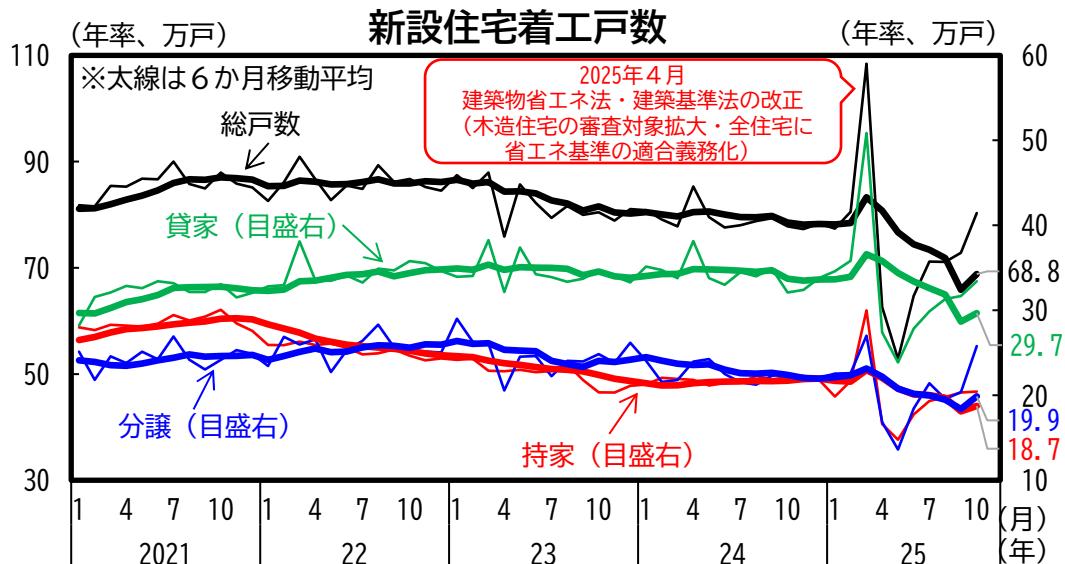


ソフトウェア投資  
~増加している~

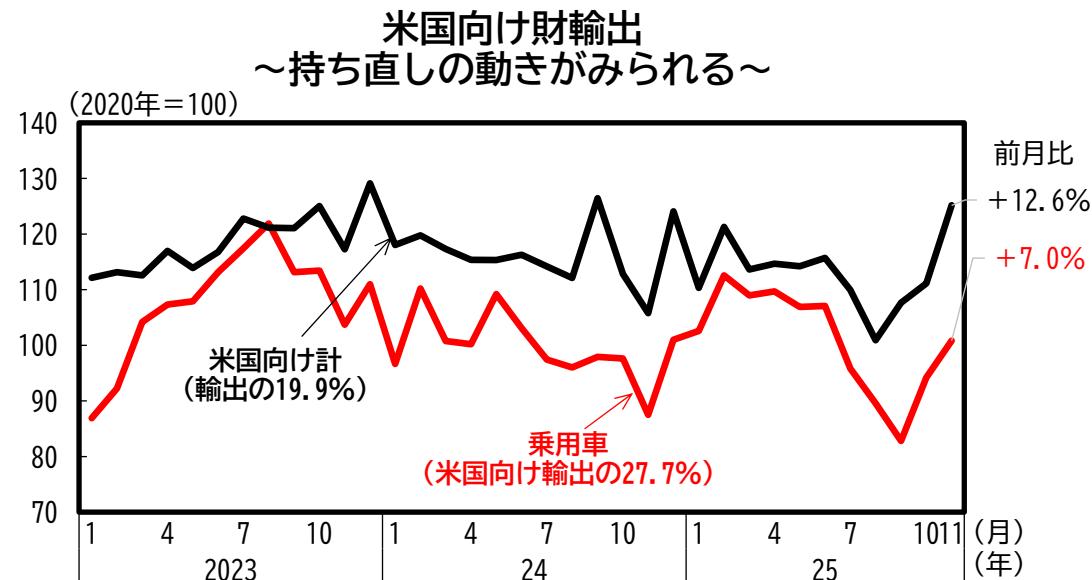


- (備考) 1. 左上図、中上図は、内閣府「機械受注統計調査報告」により作成。機械受注残高のみ原数値、その他は季節調整値。非製造業は船舶・電力を除く。  
 2. 右上図は、経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」により作成。季節調整値。  
 3. 左下図は、国土交通省「建築着工統計調査」、「建設総合統計」により作成。建築工事費予定額は、民間非居住用。建設工事出来高は、民間の非住宅建設と土木の合計。ともに原数値。  
 4. 右下図は、総務省「サービス産業動態統計調査」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。内閣府による季節調整値の後方3か月移動平均。実質値は、名目値を企業向けサービス価格指数（受託開発ソフトウェア（除組込み））で除して計算。2023年12月以前は、「サービス産業動態統計調査」の系列と経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」の系列を前年比伸び率で割り戻して接続させた試算値。

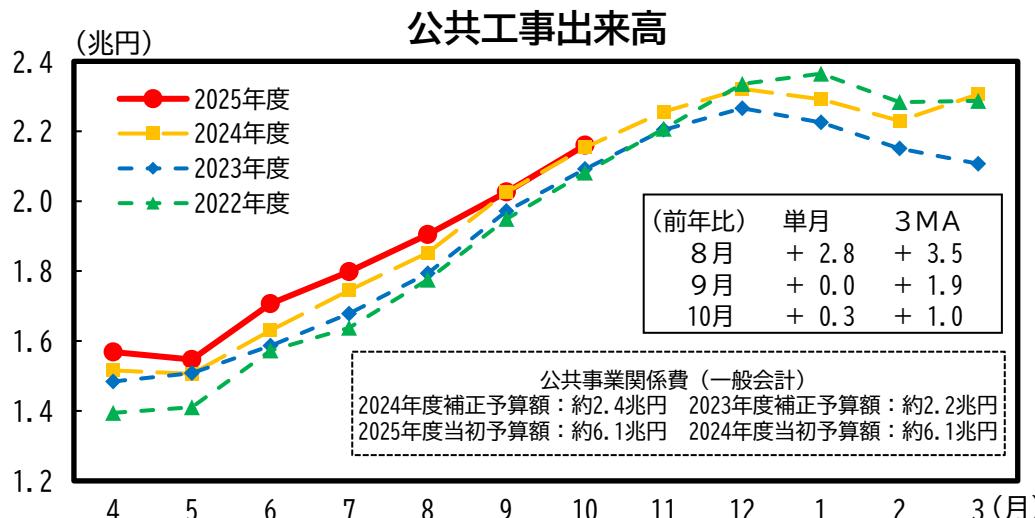
住宅建設 ~弱含んでいる~



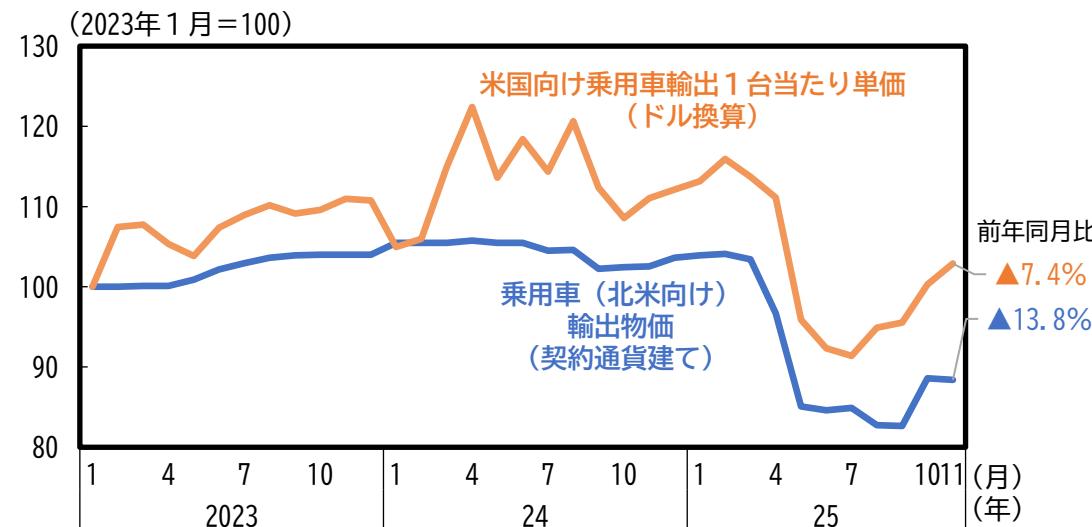
輸出 ~おおむね横ばいとなっている~



公共投資 ~底堅く推移している~

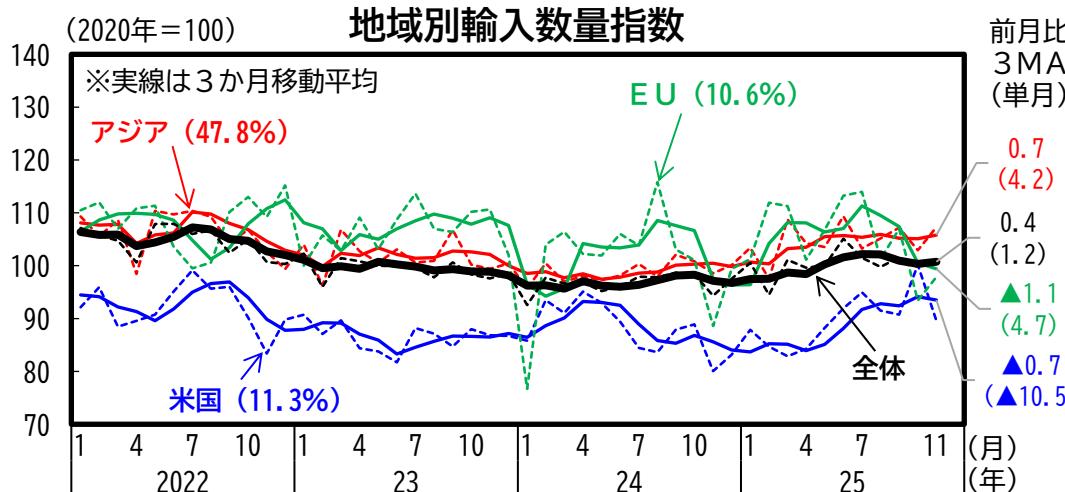


米国・北米向け乗用車輸出価格



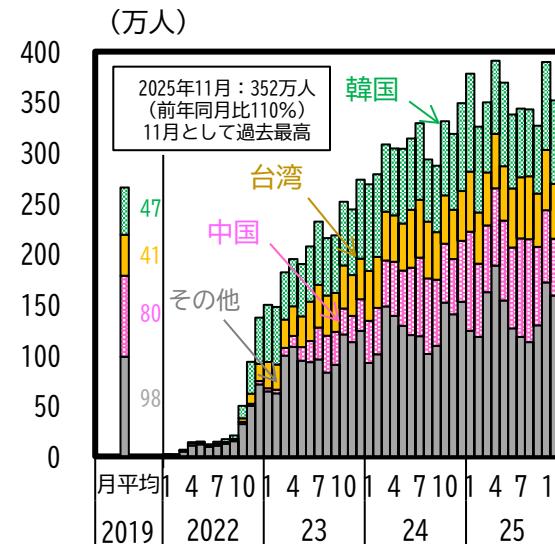
- (備考) 1. 左上図は、国土交通省「住宅着工統計」により作成。季節調整値。  
2. 左下図は、国土交通省「建設総合統計」により作成。点線枠内は、財務省予算関係資料、国土交通省「公共事業の執行状況について」により作成。  
3. 右上図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。  
4. 右下図は、財務省「貿易統計」、日本銀行「企業物価指数」により作成。

## 輸入 ~おおむね横ばい~

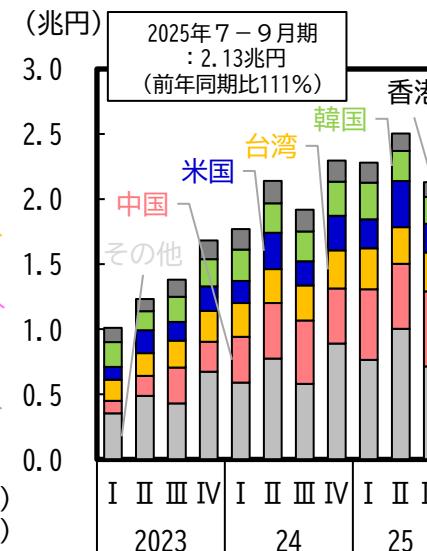


## インバウンド

## ①訪日外客数

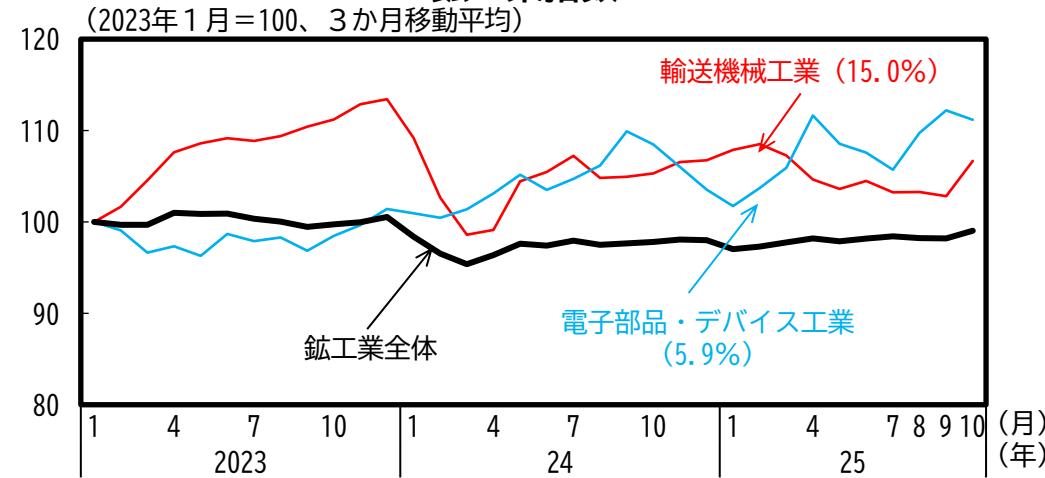


## ②訪日外国人消費額



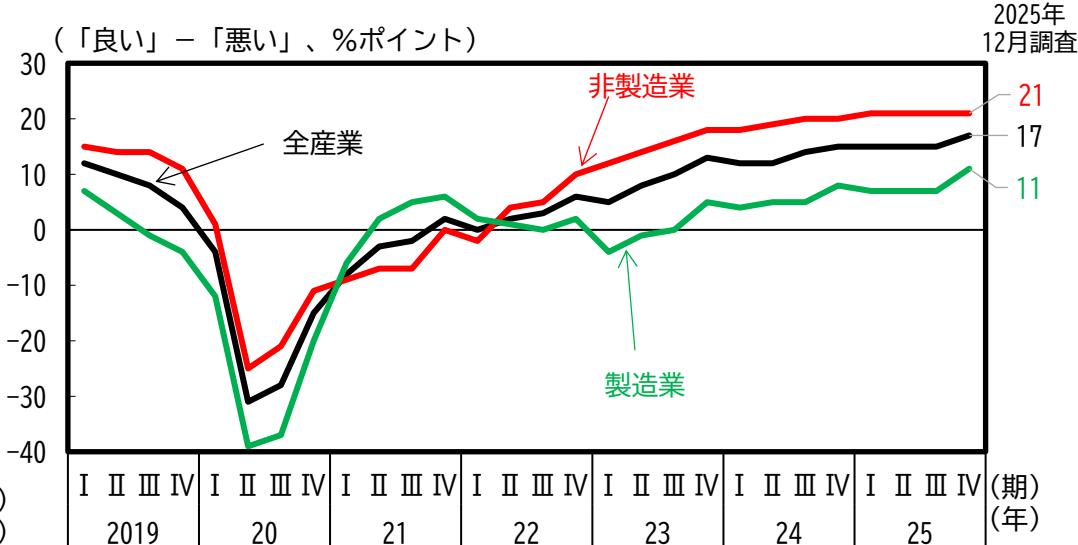
### 生産 ~横ばいとなっている~

鉱工業指數



## 業況判断 ~おおむね横ばい~

悪い %ポイント

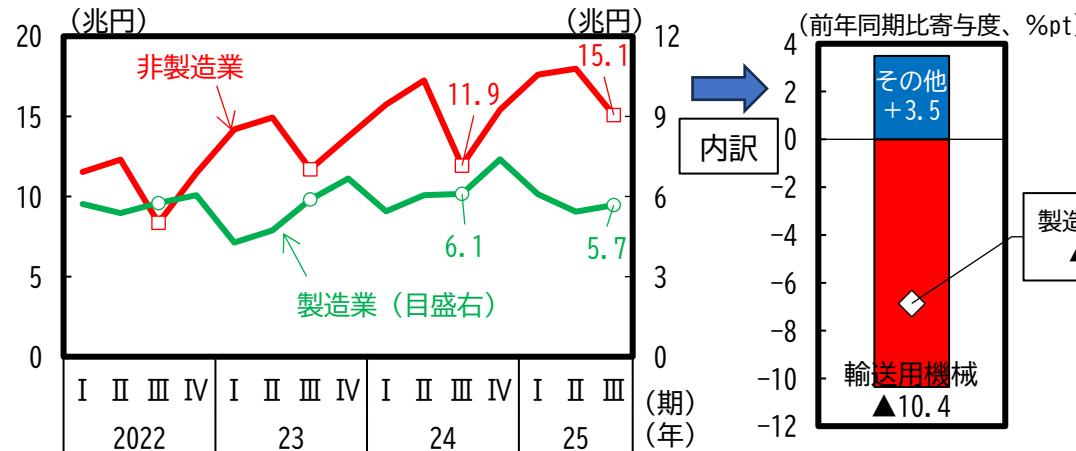


(備考) 1. 左上図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。図中の( )内は2024年の輸入金額シェアをそれぞれ表している。  
 2. 左下図は、日本政府観光局（J N T O）「訪日外客数」、観光庁「インバウンド消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」により作成。  
 3. 右上図は、経済産業省「鉱工業指標」により作成。( )内は鉱工業生産指数の中のウェイト。  
 4. 右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。全規模。

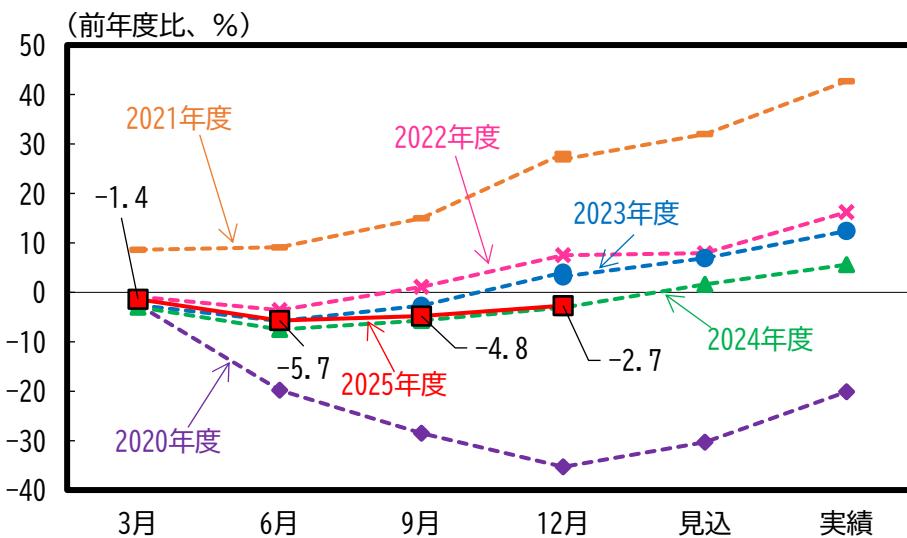
## 企業収益

～米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられる中で、改善に足踏みがみられる～

### ①営業利益の動向（法人企業統計）

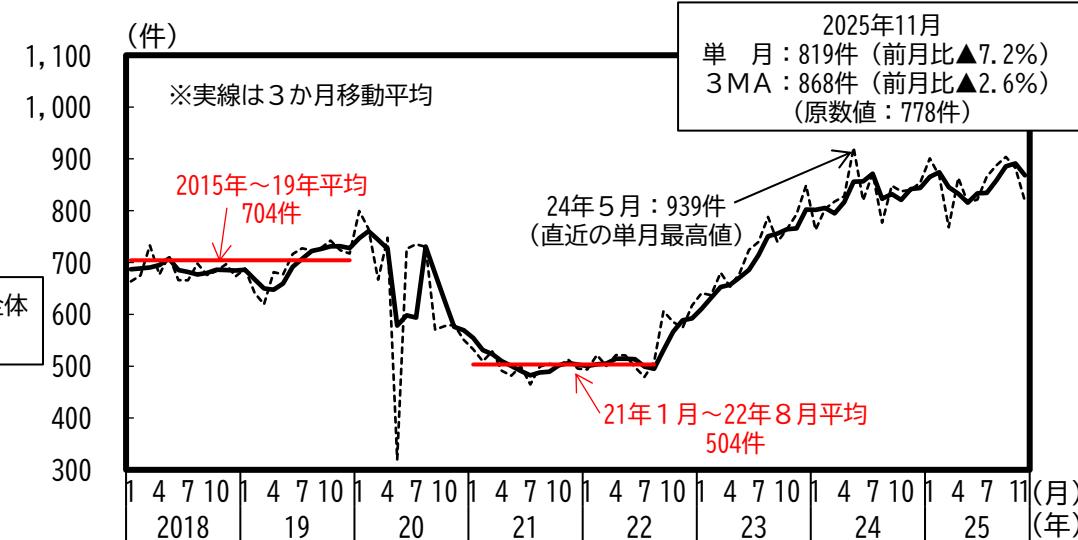


### ②企業の経常利益計画（日銀短観）

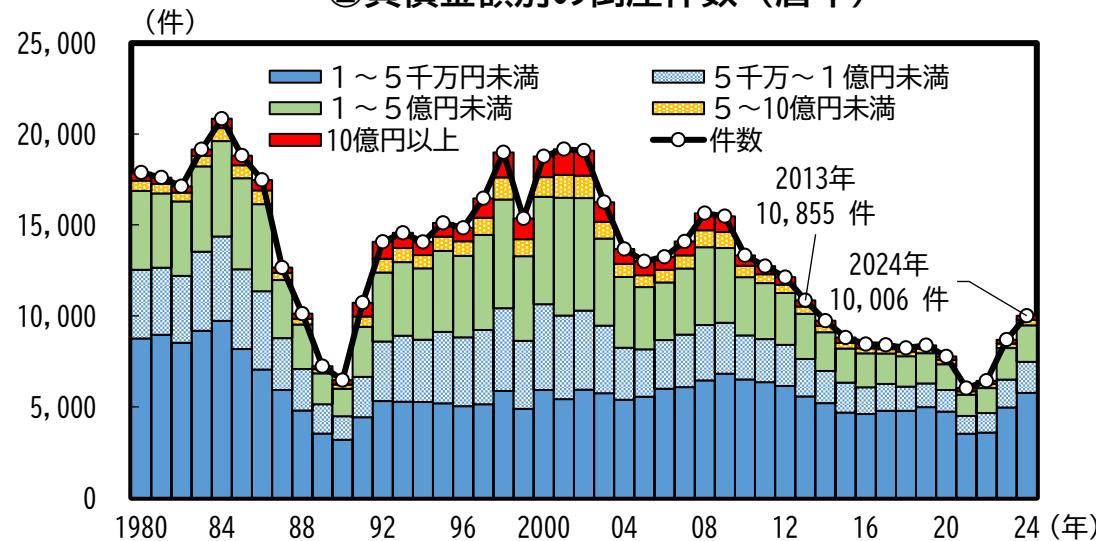


## 倒産～増加がみられる～

### ①月次の倒産件数



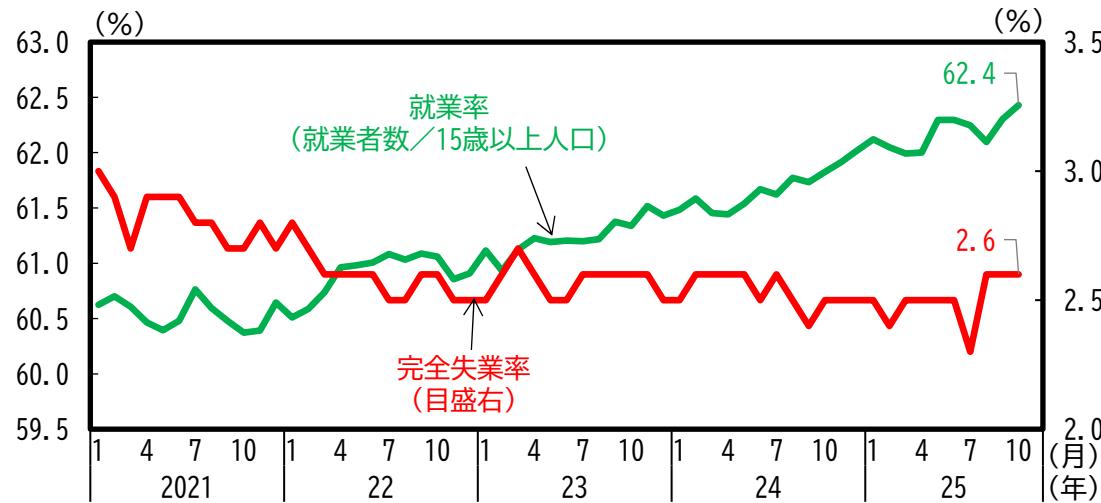
### ②負債金額別の倒産件数（暦年）



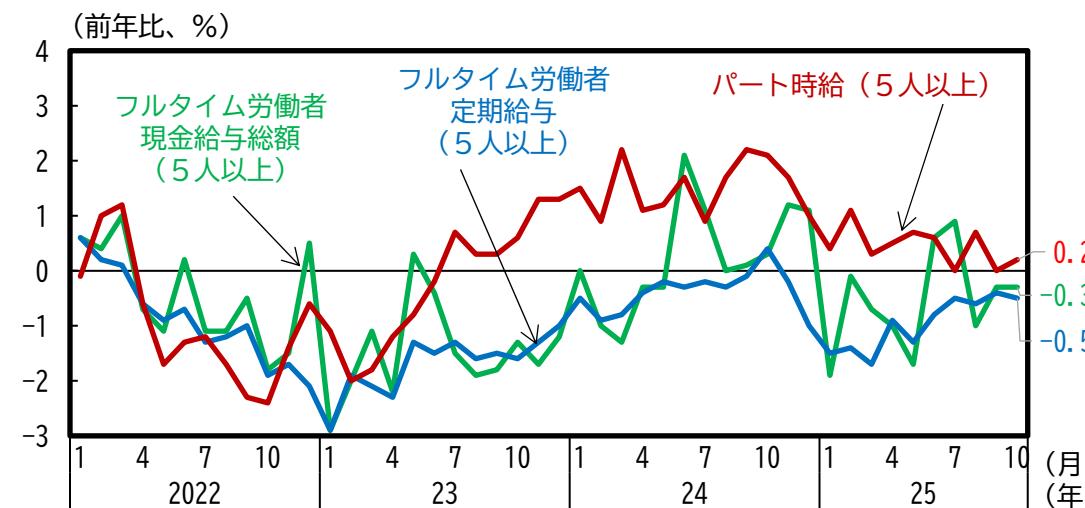
- (備考) 1. 左上図は、財務省「四半期別法人企業統計調査」により作成。原数值。  
 2. 左下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。全規模全産業。  
 3. 右上図、右下図は、東京商工リサーチ「倒産月報」により作成。内閣府による季節調整値。前月比は小数点第二位以下を切り捨て。

雇用情勢 ~改善の動きがみられる~

①就業率・完全失業率

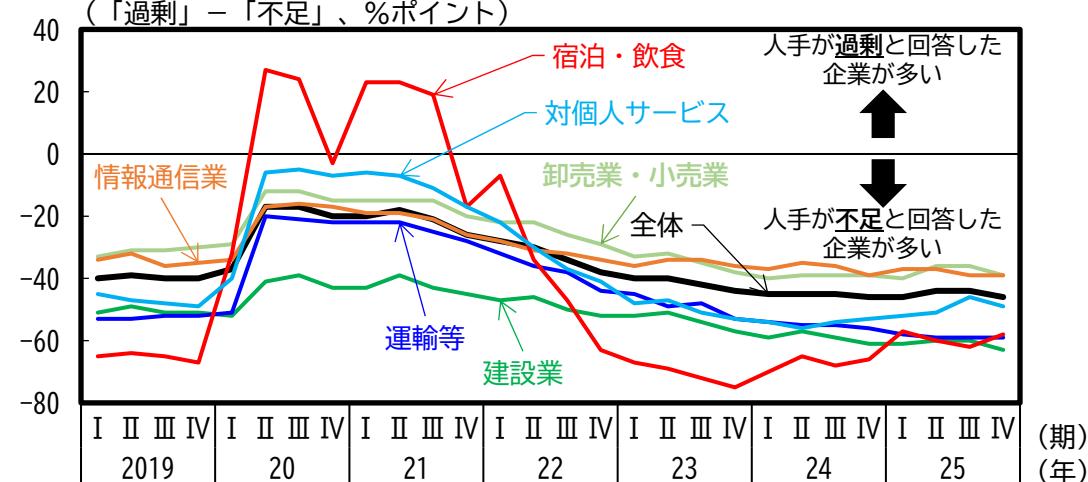


②就業形態別の実質賃金

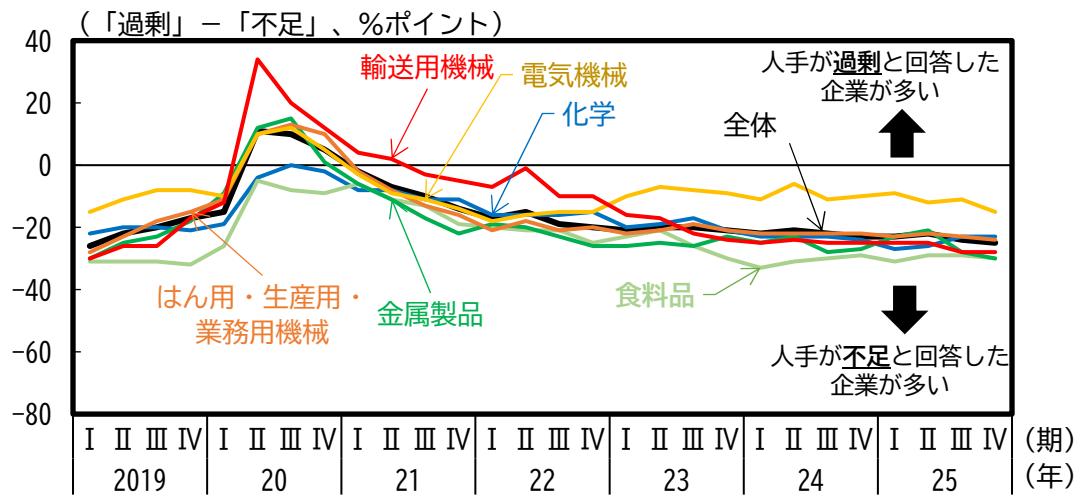


企業の人手不足感の状況

①非製造業の産業別雇用人員判断D I  
(人手が「過剰」－「不足」)

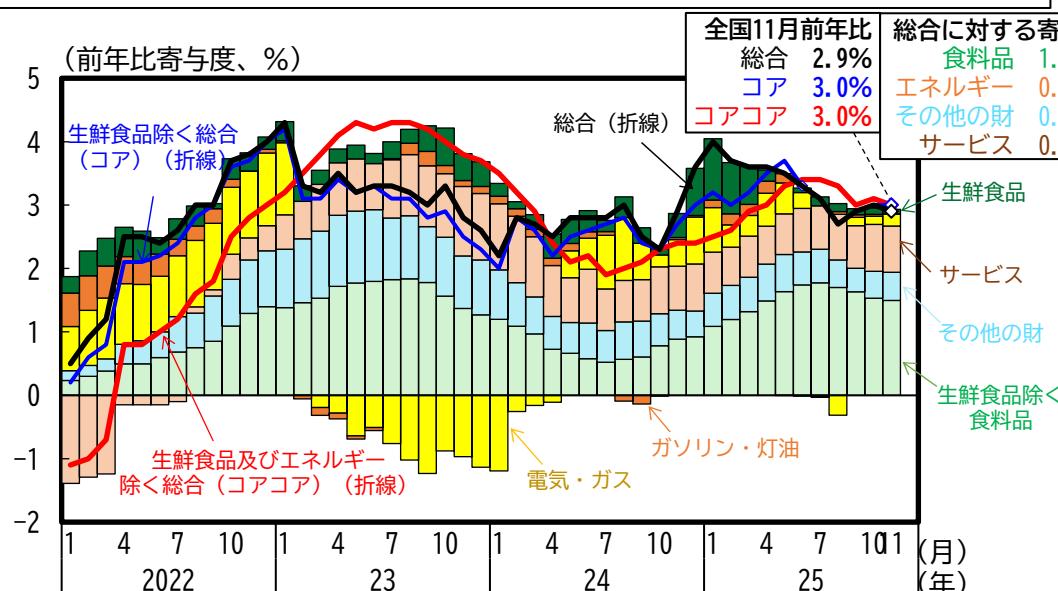


②製造業の産業別雇用人員判断D I  
(人手が「過剰」－「不足」)

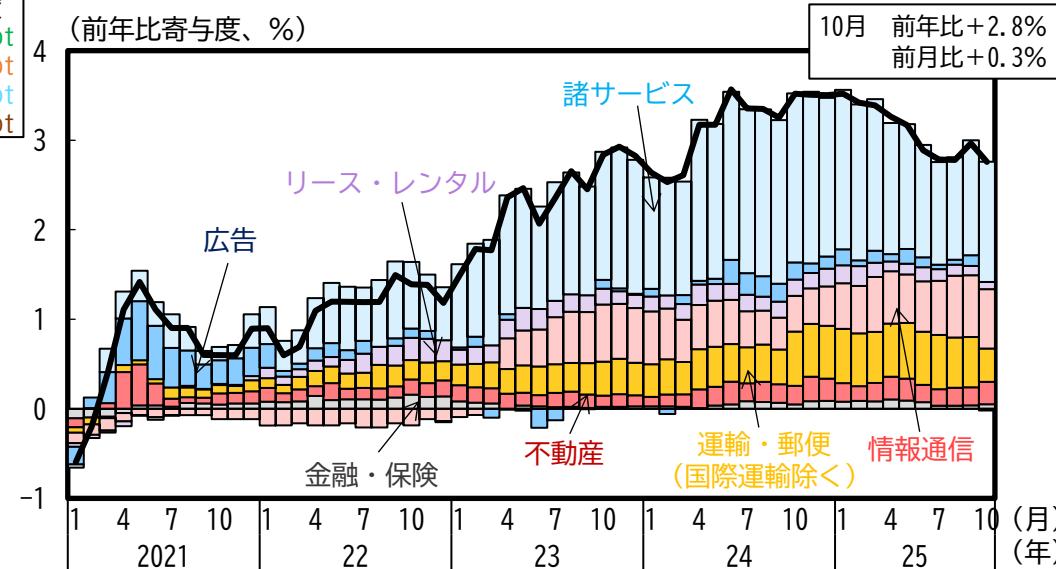


(備考) 1. 左上図は、総務省「労働力調査」により作成。季節調整値。就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。左下図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」及び総務省「消費者物価指数」により内閣府が計算。実質化に際しては、消費者物価（総合）を用いている。2025年10月は速報値。  
2. 右図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

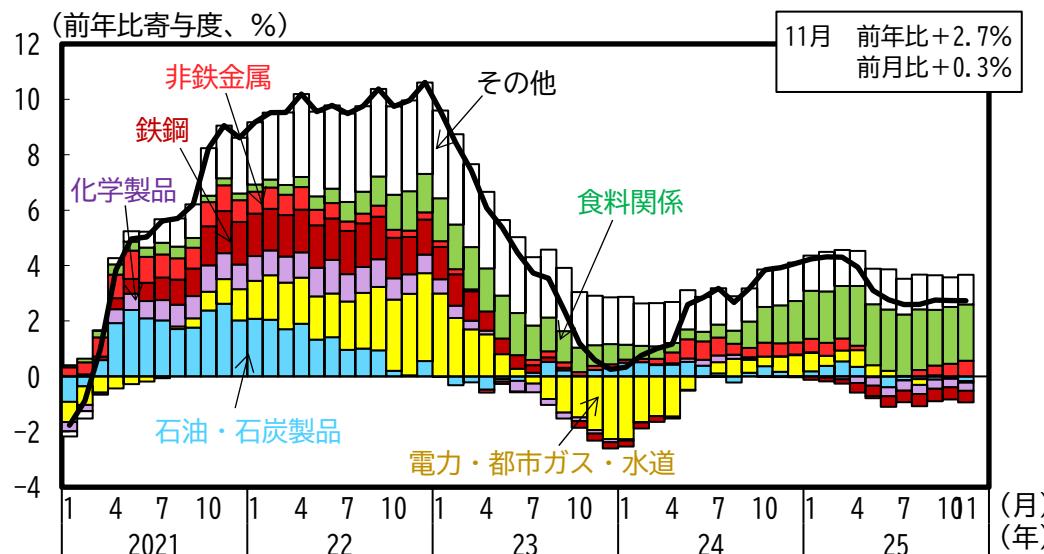
消費者物価指数 ~上昇している~



企業向けサービス価格 ~緩やかに上昇している~



国内企業物価 ~このところ緩やかに上昇している~



国際商品市況



(備考) 1. 左上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。

2. 左下図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。前月比は、夏季電力料金調整後。

3. 右上図は、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。国際運輸を除くベース。前月比は、内閣府による季節調整値。

4. 右下図は、Bloomberg、日経N E E D Sにより作成。

# 参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断①）

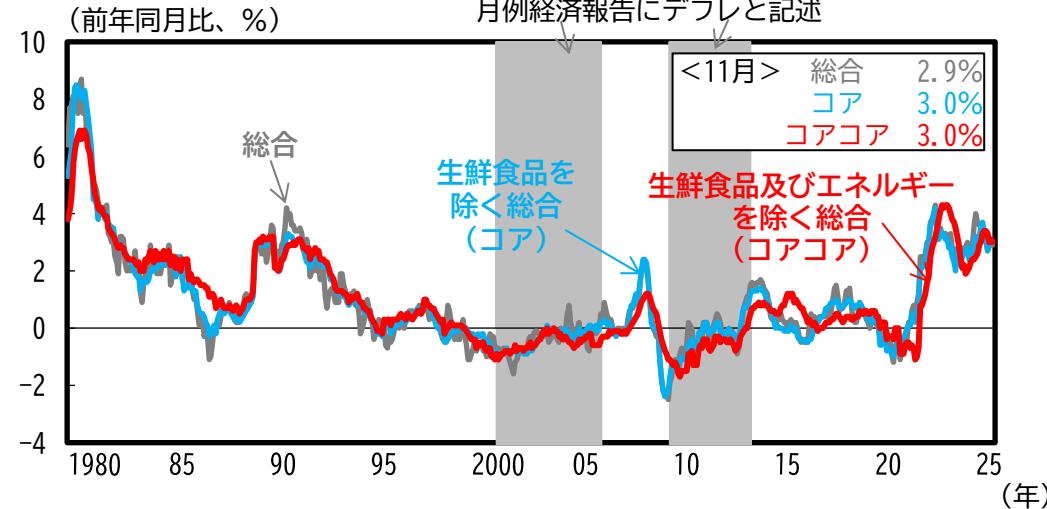
- ◆ デフレ脱却とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」。現在は、物価が持続的に下落するデフレの状態にない。一方、デフレに後戻りしないという状況を把握するためには、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調に加え、その背景として、GDPギャップ、単位労働費用、賃金上昇、企業の価格転嫁の動向、物価上昇の広がり、予想物価上昇率など、幅広い指標を総合的に確認する必要。

## デフレ脱却の定義と判断について

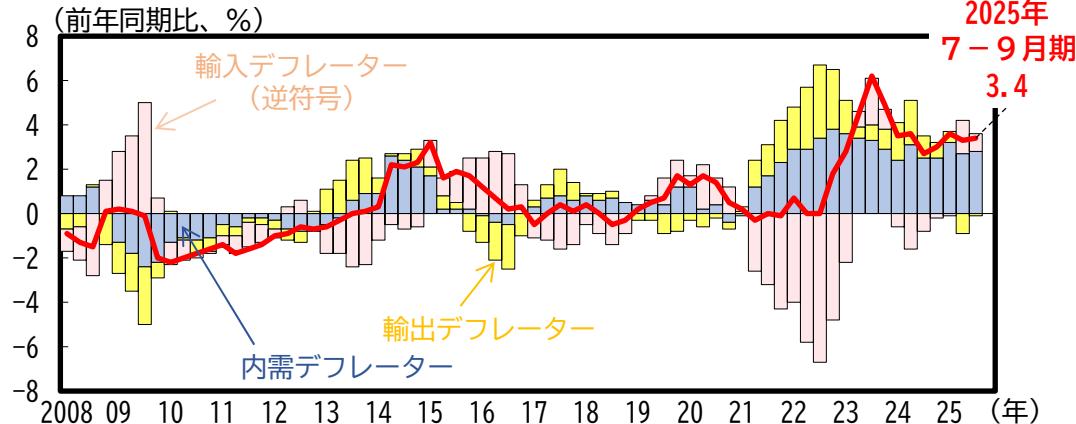
平成18年3月15日  
参議院予算委員会への提出資料

- 「デフレ脱却」とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」
- その実際の判断に当たっては、足元の物価の状況に加えて、再び后戻りしないという状況を把握するためにも、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調や背景(注)を総合的に考慮し慎重に判断する必要がある。  
(注)例えば、需給ギャップやユニット・レーバー・コスト(単位当たりの労働費用)といったマクロ的な物価変動要因
- したがって、ある指標が一定の基準を満たせばデフレを脱却したといった一義的な基準をお示しすることは難しく、慎重な検討を必要とする。
- デフレ脱却を政府部内で判断する場合には、経済財政政策や経済分析を担当する内閣府が関係省庁とも認識を共有した上で、政府として判断することとなる。

## 消費者物価上昇率（消費税率引上げの影響を除く）



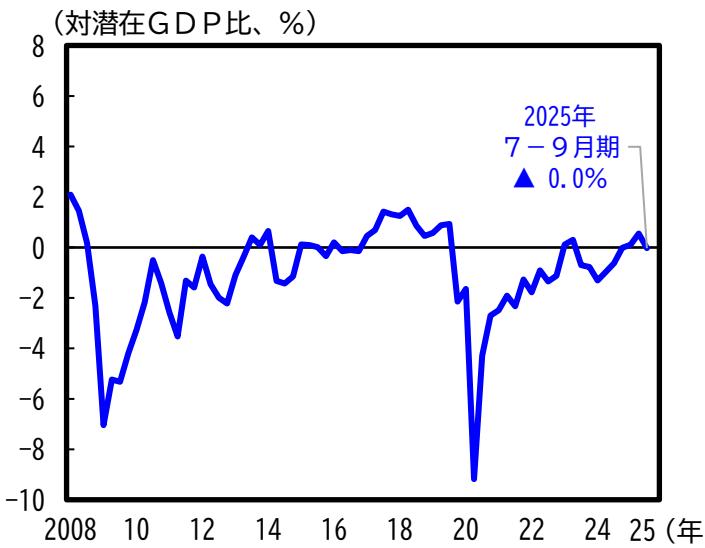
## GDPデフレーター上昇率 (内需デフレーター、輸出デフレーター、輸入デフレーターの寄与度)



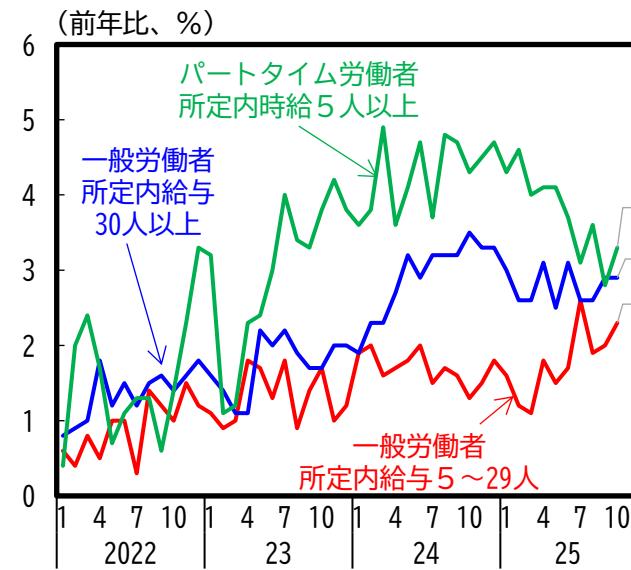
(備考) 1.右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。  
2.右下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。

# 参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断②）

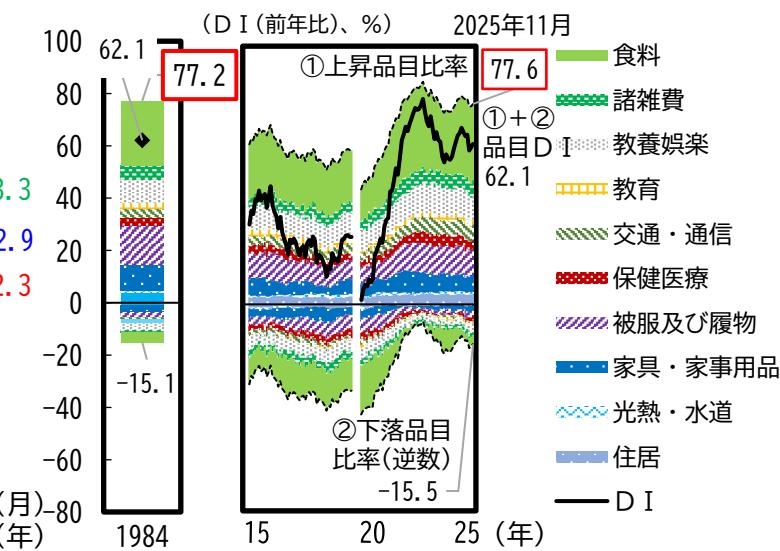
## GDPギャップ



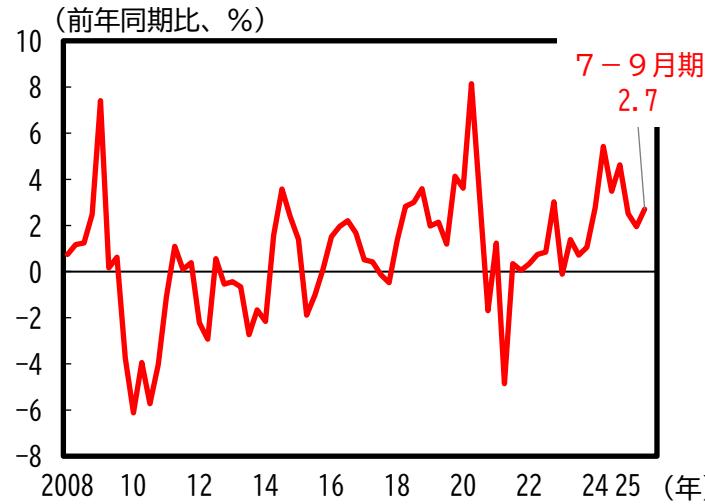
## 賃金上昇率 (名目)



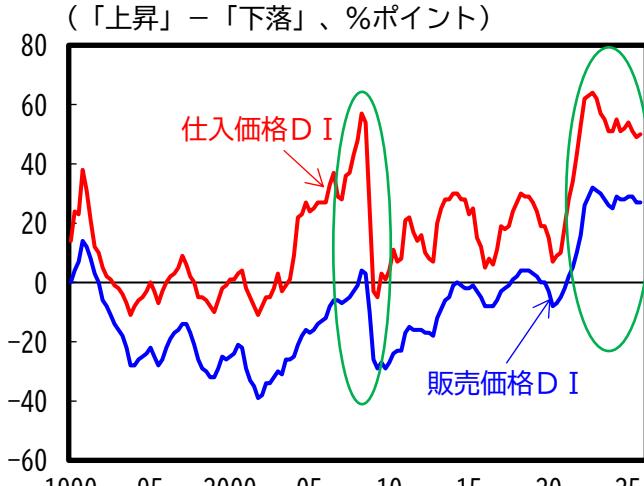
## 物価上昇の広がり (生鮮食品除く522品目)



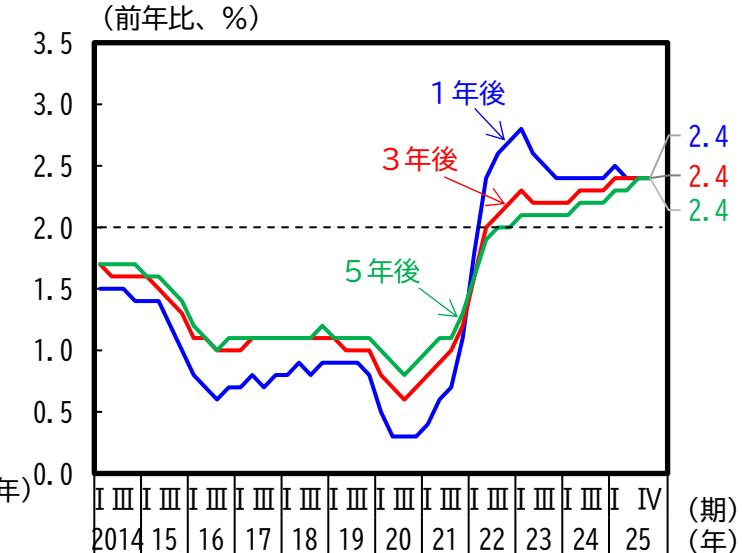
## 単位労働費用 (ユニット・レーバー・コスト)



## 価格転嫁



## 予想物価上昇率 (企業の物価見通し)



(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値。2025年7-9月期1次速報時点。

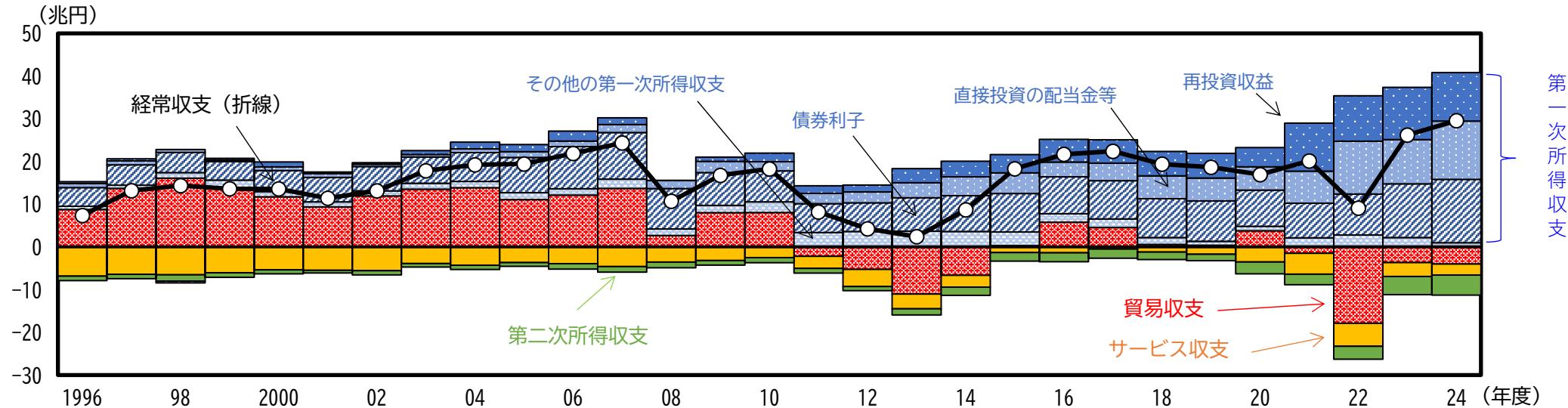
2. 左下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。単位労働費用は、名目雇用者報酬／実質GDP。

3. 中上図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。2025年10月は速報値。

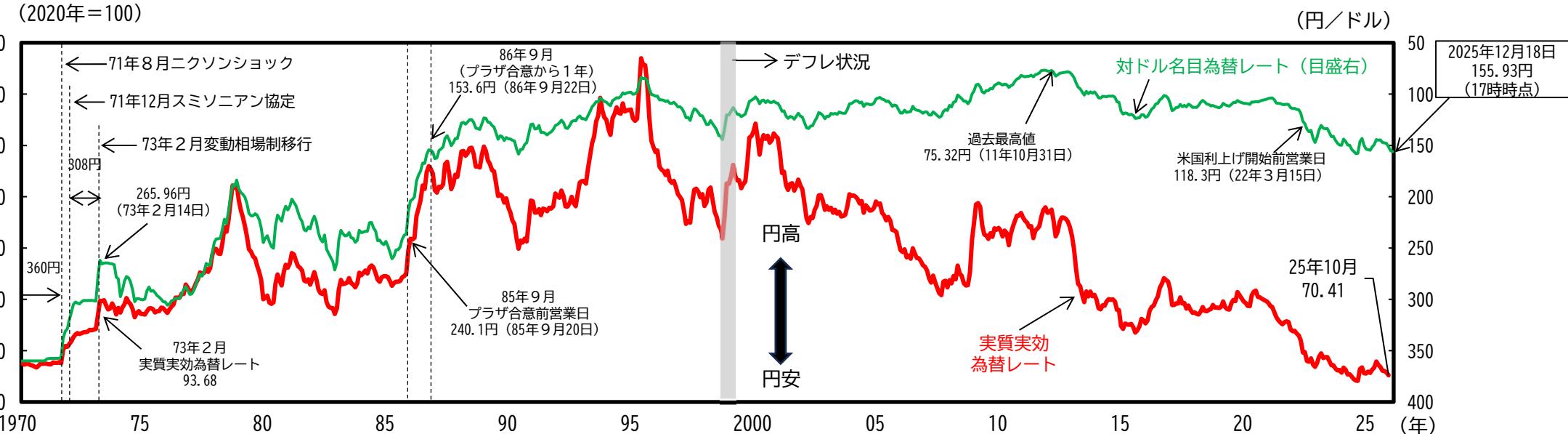
4. 中下図及び右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成（いずれも全規模全産業）。右下図は、各年後時点における物価全般（消費者物価指数をイメージ）の前年比の見通し。

5. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。消費税率引上げの影響があった2015年1月～3月及び2019年10月～2020年9月のデータは除いている。

## 経常収支の長期推移



## 為替レートの長期推移

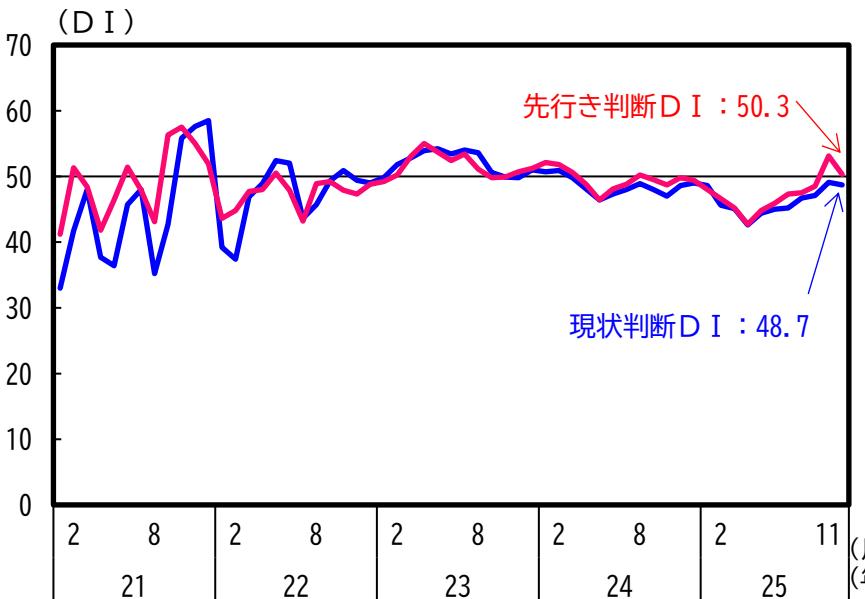


(備考) 1. 上図は、財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。  
2. 下図は、日本銀行、Bloombergにより作成。対ドル名目為替レートは中心相場の月中平均。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。

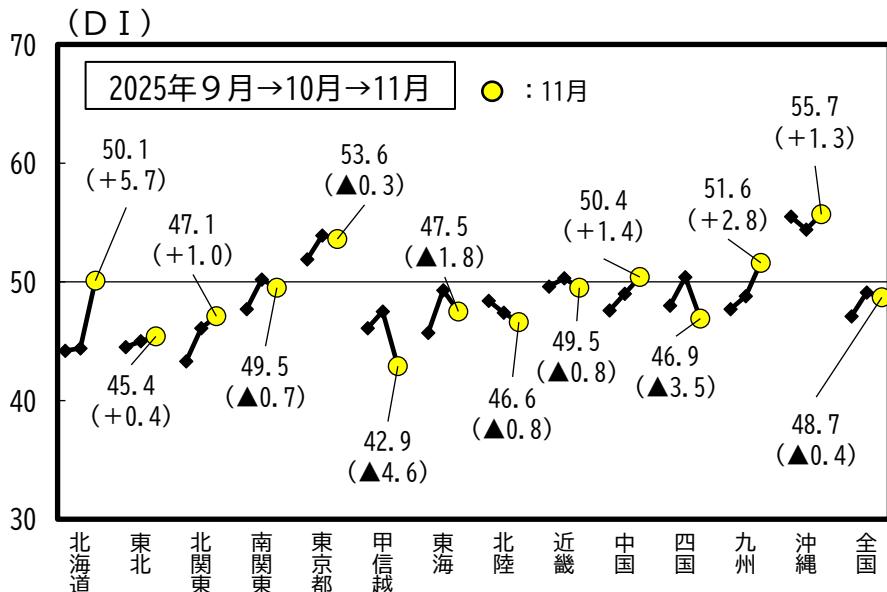
# 参考 日本経済（景気ウォッチャー調査）

3図 地域別景気判断理由の概要（現状判断、11月）

1図 現状判断DI・先行き判断DIの推移（全国）



2図 地域別現状判断DIの推移



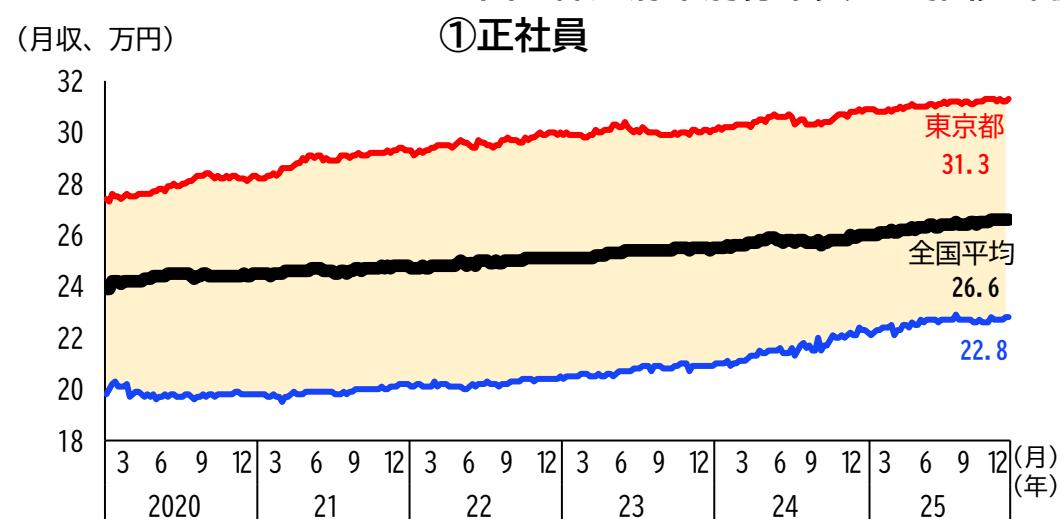
（備考）1図、2図は季節調整値。

地域名	プラス要因のコメント	マイナス要因のコメント
北海道	11月に入り、国内客が増えているほか、インバウンドも様々な国や地域からの個人客が目立つようになっている。客単価も、こうした動きに伴って上昇している。（観光名所）	主食である米の新米価格が上がっていることで、生活面での影響が大きくなっている。米だけでなく、たばこや酒類などの嗜好品にも影響が生じている。（コンビニ）
東北	原材料価格や光熱費、人件費は上がっているが、販売価格も値上げできているため、売上が伸びている。（その他サービス【自動車整備業】）	熊の出没に関する問合せが多く、予約のキャンセルも若干出ている。物価高とあいまって直近の予約が鈍化している要因とみている。（観光型ホテル）
北関東	安定した天候に恵まれ、紅葉も長い期間楽しむことができたため、国内外からの来訪客でにぎわっている。（旅行代理店）	食品の価格が高止まりしており、新米も異常な高値となっている。消費者が生活防衛しているためか、販売量が減っている。（食料品製造業）
南関東	気温の低下に伴って衣料品などが堅調に推移している。国内客の需要は底堅い。インバウンドについても中国の訪日渡航自粛に対する懸念はあるものの、現状では特に大きな影響は見当たらない。（百貨店）	会社員の来店が減り、家計の厳しさがうかがえる。物価上昇の影響が現れている。（その他飲食【居酒屋】）
甲信越	年末商戦で重要なお歳暮やおせちの売上が、かなり好調である。単価の高いコートやニットなどの動きも良い。（百貨店）	受注量、見積件数共に減少している。前年同期比でも減少傾向にある。（電気機械器具製造業）
東海	季節の青果物は荷動きが活発になった。自動車関連企業向けの受注も3か月前と比べると5～6%増加した。（パルプ・紙・紙加工品製造業）	秋の行楽シーズンは旅行のトップシーズンもあるが、物価高騰やインフルエンザの流行などマイナスの要素も多く、販売量が目に見えて増加しているとはいえない。（旅行代理店）
北陸	食品の値上げが一段落したこと、また、前年のように極端に気温が高い状態ではないことから季節商材が伸び、今月は販売数が増加している。（スーパー）	中小企業を中心には人手不足感が強い傾向は変わらない。業種により求人数の増減はあるものの、全体の傾向として大きな変化はみられない。（民間職業紹介機関）
近畿	来客数は減りつつあるが、1人当たりの購入額は上がっている。今月は年末に向けたまとめ買いや、季節商材の購入が増えている。（その他専門店【ドラッグストア】）	11月に入りても物価の上昇が続き、高くて買えないという話を聞く。また、インフルエンザの流行による学年閉鎖や学級閉鎖で、商店街の人通りも減っている。（一般レストラン）
中国	大型プロジェクトなど予定物件でフル稼働の状況が続いている。多少の発注時期の前後はあるが、順調である。（建設業）	食料品など生活必需品の価格上昇が続いているが、その影響で月額サービスの解約が増加傾向にある。（通信会社）
四国	秋になり四国遍路に関連した仕事が増えている。芸術祭の影響が大きいとみられる。（タクシー運転手）	郊外の安い土地を求める客が増えている。建築単価が上昇しており、不動産売買の動向が良くない。（不動産業）
九州	販売価格を値上げしても販売量が落ちていない。（一般小売店【精肉】）	材料や製品の単価が高止まりしており、加えて、材料や製品の廃番も増えている。生活必需品も値上げしているが、仕事の対価としての収入は上がらない。（設計事務所）
沖縄	国内観光客や、欧米からのインバウンド増加が影響している。（一般小売店【土産】）	食品から日用品まで、値上げが続いていることもあり、販売量が徐々に落ち込んでいる。売上金額は、直近と同様に微減している状況である。（コンビニ）

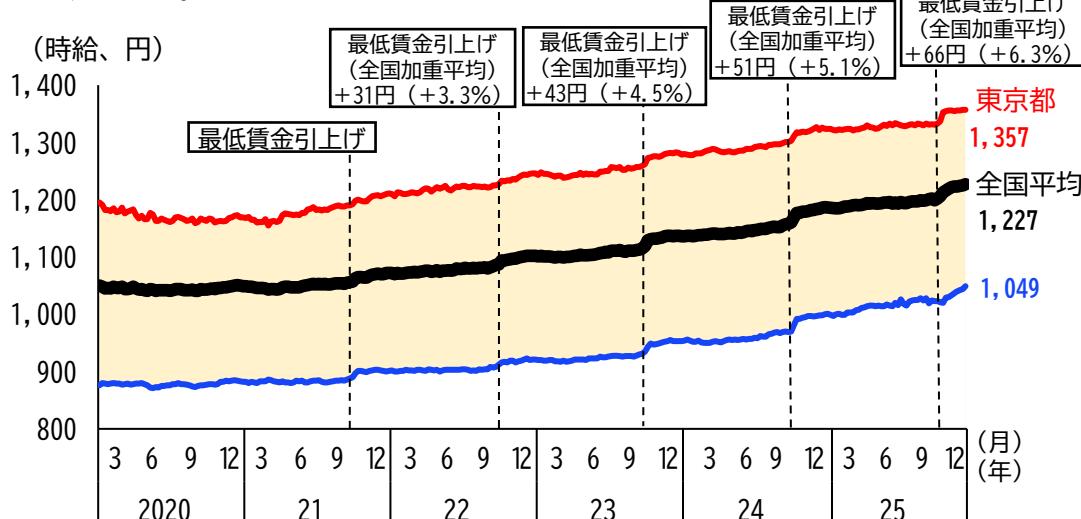
1図 令和7年度都道府県別最低賃金の改定及びパート・アルバイトの平均募集賃金の状況

	最低賃金		パート・アルバイト 募集賃金			最低賃金		パート・アルバイト 募集賃金			最低賃金		パート・アルバイト 募集賃金				
	引上げ後 金額	引上げ額（率）	発効日	金額 (12/1)		引上げ後 金額	引上げ額（率）	発効日	金額 (12/1)		引上げ後 金額	引上げ額（率）	発効日	金額 (12/1)	上昇率*		
全国	1,121円	66円 (6.26%)	-	1,227円	2.51%	富山県	1,062円	64円 (6.41%)	10月12日	1,154円	1.05%	島根県	1,033円	71円 (7.38%)	11月17日	1,126円	2.74%
北海道	1,075円	65円 (6.44%)	10月4日	1,190円	3.75%	石川県	1,054円	70円 (7.11%)	10月8日	1,131円	1.98%	岡山県	1,047円	65円 (6.62%)	12月1日	1,132円	2.44%
青森県	1,029円	76円 (7.97%)	11月21日	1,049円	2.04%	福井県	1,053円	69円 (7.01%)	10月8日	1,144円	1.15%	広島県	1,085円	65円 (6.37%)	11月1日	1,152円	2.49%
岩手県	1,031円	79円 (8.30%)	12月1日	1,120円	2.47%	山梨県	1,052円	64円 (6.48%)	12月1日	1,136円	1.25%	山口県	1,043円	64円 (6.54%)	10月16日	1,130円	2.63%
宮城県	1,038円	65円 (6.68%)	10月4日	1,161円	2.74%	長野県	1,061円	63円 (6.31%)	10月3日	1,172円	3.08%	徳島県	1,046円	66円 (6.73%)	2026年1月1日	1,134円	0.98%
秋田県	1,031円	80円 (8.41%)	2026年3月31日	1,090円	1.02%	岐阜県	1,065円	64円 (6.39%)	10月18日	1,165円	3.01%	香川県	1,036円	66円 (6.80%)	10月18日	1,151円	2.40%
山形県	1,032円	77円 (8.06%)	12月23日	1,091円	1.49%	静岡県	1,097円	63円 (6.09%)	11月1日	1,173円	2.36%	愛媛県	1,033円	77円 (8.05%)	12月1日	1,109円	2.50%
福島県	1,033円	78円 (8.17%)	2026年1月1日	1,151円	1.77%	愛知県	1,140円	63円 (5.85%)	10月18日	1,235円	2.40%	高知県	1,023円	71円 (7.46%)	12月1日	1,121円	2.28%
茨城県	1,074円	69円 (6.87%)	10月12日	1,180円	2.34%	三重県	1,087円	64円 (6.26%)	11月21日	1,177円	2.79%	福岡県	1,057円	65円 (6.55%)	11月16日	1,142円	3.07%
栃木県	1,068円	64円 (6.37%)	10月1日	1,152円	2.67%	滋賀県	1,080円	63円 (6.19%)	10月5日	1,198円	2.31%	佐賀県	1,030円	74円 (7.74%)	11月21日	1,092円	2.82%
群馬県	1,063円	78円 (7.92%)	2026年3月1日	1,125円	1.72%	京都府	1,122円	64円 (6.05%)	11月21日	1,214円	1.85%	長崎県	1,031円	78円 (8.18%)	12月1日	1,135円	2.62%
埼玉県	1,141円	63円 (5.84%)	11月1日	1,228円	2.93%	大阪府	1,177円	63円 (5.66%)	10月16日	1,313円	2.02%	熊本県	1,034円	82円 (8.61%)	2026年1月1日	1,103円	1.47%
千葉県	1,140円	64円 (5.95%)	10月3日	1,275円	2.57%	兵庫県	1,116円	64円 (6.08%)	10月4日	1,239円	2.40%	大分県	1,035円	81円 (8.49%)	2026年1月1日	1,088円	0.37%
東京都	1,226円	63円 (5.42%)	10月3日	1,357円	1.80%	奈良県	1,051円	65円 (6.59%)	11月16日	1,188円	3.39%	宮崎県	1,023円	71円 (7.46%)	11月16日	1,067円	3.29%
神奈川県	1,225円	63円 (5.42%)	10月4日	1,327円	2.08%	和歌山県	1,045円	65円 (6.63%)	11月1日	1,163円	2.11%	鹿児島県	1,026円	73円 (7.66%)	11月1日	1,098円	2.91%
新潟県	1,050円	65円 (6.60%)	10月2日	1,150円	2.59%	鳥取県	1,030円	73円 (7.63%)	10月4日	1,116円	1.92%	沖縄県	1,023円	71円 (7.46%)	12月1日	1,103円	4.06%

2図 都道府県別募集賃金の推移（最新週は12月1日）



②パート・アルバイト



(備考) 1. 1図は、厚生労働省、各都道府県労働局公表資料及び株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。※は各都道府県の地方最低賃金審議会における答申前から12月1日時点までの募集賃金の上昇率。  
2. 2図は、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。

# 参考 米国の通商政策の動向関連（概要）

(日本時間 12月18日時点)

主要国・地域別	国・地域	相互関税率(%)		その他追加関税率(%)	現在の追加関税率(%)	備考
		4/2発表	7/31発表			
	日本	24	15	—	15(*)	(*)既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される（8月7日から遡及して適用）。 ○航空機・同部品（無人機を除く）を追加関税の対象から除外（9月16日から適用）。 ○米国において入手不可能な天然資源・ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）を日本に対する相互関税の対象から除外。 具体的な対象品目及び適用開始時期については、商務長官が決定。
	EU	20	15(*)	—	15(*)	(*)既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される（8月7日から適用）。 ○米国において入手不可能な天然資源（コルクを含む）、航空機・同部品（無人機を除く）、ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）を追加関税の対象から除外（9月1日から遡及して適用）。
	英国	10	10	—	10	—
	中国	34	10(*)	10(**)	20	(*)5月14日以降、34%の相互関税率が一時的に10%に引き下げられている（2026年11月10日まで継続）。 (**)不法移民や違法薬物等を理由とした追加関税が20%課されていたが、10%に引き下げられた（11月10日発動）。
	ベトナム	46	20	—	20	—
	台湾	32	20	—	20	—
	韓国	25	15	—	15(*)	(*)既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される（11月14日から遡及して適用）。 ○航空機・同部品（無人機を除く）を追加関税の対象から除外（11月14日から遡及して適用）。
	タイ	36	19	—	19	—
	インド	26	25	25(*)	50(*)	(*)ロシア産原油の輸入を理由に、8月27日から25%の追加関税が発動。
	ブラジル	10	10	40	50	オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、8月6日から40%の追加関税が発動。
	メキシコ	—	—	25	25	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動。なお、予定されていた8月1日からの30%への引上げは延期に。
	カナダ	—	—	35	35	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動。8月1日から35%へ引上げ。

品目別	品目	発動日	追加関税率(%)	備考	
	自動車・同部品	完成車4/3 同部品5/3	25(*)	日本、EU、英国、韓国、USMCAの原産地規則等の例外あり。 (*)日本・EU・韓国は15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引き下げ。 適用時期：（日本）9月16日～（EU）8月1日～（遡及適用）（韓国）11月1日～（遡及適用）	
	鉄鋼・アルミニウム ・同派生品	3/12	50	6月23日以降、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を鉄鋼派生品として追加。 8月18日以降、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として追加。	
	銅の半製品・同派生品	8/1	50	当面の間、精錬銅は適用対象外。	
	木材	10/14	10	—	
	木材派生品		25(*)	(*)EU・日本・韓国は15%（既存の関税率を含む）。英国は10%。（※韓国は11月14日以降分から遡及して適用）	
	中型・大型トラック ・同部品	11/1	25	USMCAの原産地規則等の例外あり。	
	バス		10		

相互関税の適用除外品目	○4月2日、相互関税の適用除外品目（鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）を公表。 ○4月11日、相互関税の適用除外品目の「半導体」の定義を明確化（スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置等）。 ○9月5日、相互関税の適用除外品目から特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品を削除。金関連製品、安全保障を理由とした調査の対象となっている特定の重要鉱物（ニッケル等）、特定の医薬品を追加。 ○9月5日、各国との合意がなされた場合に、相互関税の適用を除外する可能性のある品目（特定の航空機・同部品、特定のジェネリック医薬品及び原材料、天然資源・同派生品、特定の農産品）を公表。 ○11月14日、相互間税の適用除外品目に特定の農産品（コーヒー、バナナ、牛肉等）を追加。
-------------	---

(備考) 1. 全ての表は、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。

2. 上表の国・地域のうち、英国、ブラジルとの財貿易収支は黒字。

3. 中央表には既に関税が発動済の品目を掲載。これらの品目以外に医薬品、半導体、航空機・同部品等について安全保障を理由とした調査が実施されている。

## 大統領令（4/2署名）

- 国際緊急経済権限法（I E E P A）に基づき、以下の措置を講ずる。貿易赤字とその根底にある非互恵的待遇が解決されたと大統領が判断するまで有効。
  - 全ての国に対して、**4月5日から10%の関税**を課す。
  - 大統領令の付属書で定める国（日本を含む57か国）に対して、**4月9日から付属書で定める関税**を課す。
  - 以下は除外**： I E E P A 対象品目及び1962年米国通商拡大法第232条措置の対象品目（鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）並びに経済制裁中の国（キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ）
  - 相手国が報復措置をとった場合には関税を引き上げ、非互恵的貿易関係を是正し経済及び国家安全保障に関して米国と足並みを揃える措置をとった場合には引き下げることが可能。
  - カナダ及びメキシコについては、既存の関税措置（相手国別①参照）は引き続き有効。ただし、同関税措置終了後は、U S M C Aの適用を受けない品目については、12%の相互関税を適用。
- **4月10日から7月9日までの間**、国別の関税率（上乗せ分、日本は24%）を停止し、一律に**10%の追加関税**を課す（4/9大統領令署名）。
- **4月11日署名の大統領令において**、**除外品目の「半導体」の定義を明確化**（4月5日から遡及して適用）。
- 除外品目**：スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ、S S D、電子集積回路等
- （※1）**7月7日署名の大統領令において**、国別の関税率（上乗せ分）の一時停止期限を**8月1日まで延長**。
- **7月31日署名の大統領令において**、各国・地域別の関税率が改定。**8月7日から適用**。迂回輸出と判断された輸入品には40%の追加関税。
- **9月5日署名の大統領令において**、相互関税の適用除外品目から特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品を削除。金関連製品、安全保障を理由とした調査の対象となっている特定の重要鉱物（ニッケル等）、特定の医薬品を追加（**9月8日から適用**）。各国との合意がなされた場合に、相互関税の適用を除外する可能性のある品目（特定の航空機・同部品、特定のジェネリック医薬品及び原材料、天然資源・同派生品、特定の農産品）を公表。
- **11月14日署名の大統領令において**、相互関税の適用除外品目に**特定の農産品（コーヒー、バナナ、牛肉等）**を追加（**11月13日から適用**）。

## &lt;主要国の相互関税率の推移&gt;

- 【日本（※2）】** 24%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※1）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から）**  
 （2024年の米国の財輸入額:1,484億ドル（米国の財輸入全体の4.5%）、米国の貿易収支:▲694億ドル（米国の貿易赤字全体の5.8%））
- 【中国】** 34%→84%（4/8大統領令署名）→125%（4/9大統領令署名）→34%（5月12日、8月11日、**11月4日署名の大統領令により2026年11月10日まで10%に引下げ**）  
 ※中国からの輸入に対する追加関税率は、**計20%**（相互関税率10%+違法薬物等を理由とする追加関税率10%）  
 （4,387億ドル（13.4%）、▲2,955億ドル（24.5%））
- 【EU（※2）】** 20%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※1）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から）**  
 （6,057億ドル（18.5%）、▲2,359億ドル（19.6%））
- 【英国】** 10%（682億ドル（2.1%）、114億ドル（-））
- 【インド】** 26%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※1）により、8月1日まで延長）→25%（8月7日から）→50%（8月27日から。ロシア産原油の輸入を理由に、25%追加）（873億ドル（2.7%）、▲458億ドル（3.8%））
- 【韓国（※2）】** 25%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※1）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から）**  
 （1,316億ドル（4.0%）、▲660億ドル（5.5%））
- 【ブラジル】** 10%→50%（**8月6日から**。オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、40%追加（農産品、航空機部品等は適用除外））  
 （423億ドル（1.3%）、68億ドル（-））  
 （※2）EU・日本・韓国については、既存の関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。  
 （適用開始時期…EU：8月7日～。日本：8月7日～（遡及適用）。韓国：11月14日～（遡及適用）。）
- <参考>
- 【カナダ】** 2024年の米国の財輸入額:4,119億ドル（米国の財輸入全体の12.6%）、米国の貿易収支:▲620億ドル（5.1%）
- 【メキシコ】** 5,055億ドル（15.5%）、▲1,715億ドル（14.2%）

## 大統領令（2/10署名）

● 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、**3月12日以降**、鉄鋼・アルミニウムの輸入に一律で**25%の追加関税**を課す。課税を免除する既存の例外措置は全て失効。**→3月12日、実際に発動。例外措置はなし。**

→4月2日、ビールと空のアルミニウム缶を、アルミニウム派生品として関税対象に追加（**4月4日から発動**）。

→**6月3日**署名の大統領令において、**6月4日以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入に対する追加関税率を25%から50%に引上げ**。ただし、英國からの輸入品に対する追加関税率は25%で維持。

→6月16日、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を、鉄鋼派生品として関税対象に追加（**6月23日から発動**）。

→8月15日、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として関税対象に追加（**8月18日から発動**）。

## 【カナダの対抗措置】

➢ 3月12日、カナダ政府は、3月13日から米国から輸入される鉄鋼、アルミニウム製品及びその他の財合計298億カナダドル分に対して25%の追加関税を課すことを発表（3月13日発動）。

➢ 3月13日、カナダ政府は、WTOに提訴。

## 【EUの対抗措置】

➢ 3月12日、欧州委員会は、EU域内への米国からの輸入品に対して2段階のアプローチに基づき対抗措置を発動することを発表。  
①第一次トランプ政権時代の既存の米国への対抗措置（バーボン、オートバイ等への追加関税措置、2021年から一時停止）を

4月1日に再導入。→3月20日、4月中旬に延期することを発表。

②米国からEUへの輸出品に対する新たな対抗措置パッケージを準備。4月中旬までに発効予定。

➢ 4月9日、欧州委員会は、4月15日から対抗措置を発動することを発表。

→4月10日、対抗措置の発動を90日間延期することを発表。

→4月14日、対抗措置の発動延期を7月14日までとする旨発表。

→7月14日、対抗措置の発動延期を8月6日までとする旨発表。

→8月5日、対抗措置の発動延期を継続する旨発表。

□ **日本の対米輸出**：鉄鋼約3,027億円（日本の対米輸出の1.4%）、アルミニウム約246億円（0.1%）、派生品約1.6兆円（7.7%）

※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リストから計算すると米国向け全体の6.0%

（うち派生品4.75%（3月12日時点）→4.75%（4月4日から追加）→4.77%（6月23日から追加））

自動車 (日本に適用済)	<p><b>大統領令（3/26署名）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、自動車（完成車（乗用車、小型トラック））の輸入については<b>4月3日以降</b>、自動車部品の輸入については<b>5月3日以降、25%の追加関税</b>を課す。ただし、USMCAの対象となる自動車（完成車）については、米国外部分（その価値全体から米国内で取得、完全に生産又は実質的変更が加えられた価値を除いた部分）のみが追加関税の対象となるとしている。また、USMCAの対象となる自動車部品については、米国外部分のみに課税する手続きが定められるまでは、追加関税の対象とならないこととしている。</li> </ul> <p>→<b>4月29日</b>署名の大統領令により、米国内で組み立てられた自動車に要した部品への関税を減免する制度が設けられた。 指定期間内に組み立てられた自動車のメーカー希望小売価格の合計額（A）のうち、下記の一定割合に相当する還付金が申請可能に。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.75% (= (A) × 15% × 追加関税率25%) (2025年4月3日～2026年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象)</li> <li>2.50% (= (A) × 10% × 追加関税率25%) (2026年5月1日～2027年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象)</li> </ul> <p>※還付金は、自動車製造者の自動車部品関税負担額の総額を上限とする。</p> <p>→<b>10月17日</b>署名の大統領令により、上記の自動車部品関税の減免措置について、適用期間が2030年まで延長。 3.75% (= (A) × 15% × 追加関税率25%) (2025年4月5日～2030年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象)</p> <p><b>【国・地域ごとの特例】</b></p> <p>➢ 日本・EU・韓国は、追加関税率25%を<b>15%（既存の2.5%の関税率を含む）</b>に引下げ（既存の関税率が15%以上の品目には追加関税を課さない）。 適用時期は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本：<b>9月16日～</b>（9月4日署名の大統領令で決定）</li> <li>EU：<b>8月1日～</b>（9月25日付官報で公示。遡及適用）</li> <li>韓国：<b>11月1日～</b>（12月4日付官報で公示。遡及適用）</li> </ul> <p><b>【カナダの対抗措置】</b></p> <p>➢ 4月3日、カナダのカーニー首相は対抗措置として、米国から輸入されるUSMCAの対象とならない自動車（完成車）及びUSMCAの対象となる自動車（完成車）のうちカナダ・メキシコ外部分に25%の関税を課すことを発表（4月9日発動）。</p> <p>□<b>日本の対米輸出</b>：自動車約6兆円（日本の対米輸出の28.3%）、自動車部品約1.2兆円（5.8%）、車両用エンジン及び同部品約3,762億円（1.8%） ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リスト（4月3日付官報で公示）から計算すると、自動車・同部品は米国向け全体の38.1%（うち自動車（完成車）27.2%、「自動車部品」と位置付けられているもの（エンジンやリチウムイオン電池等も含む）10.9%）</p>
	<p><b>大統領令（2/25署名）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、銅の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。</li> <li>商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①銅の輸入依存が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の銅のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。</li> </ul> <p>→<b>7月30日</b>署名の大統領令において、<b>8月1日以降、銅の半製品及び銅派生品の輸入に対して50%の追加関税</b>を課すことを発表。 当面の間、精錬銅は適用対象外。</p> <p>□<b>日本の対米輸出</b>：銅の半製品及び銅派生品約663億円（0.3%）</p>
銅 (日本に適用済)	<p><b>大統領令（2/25署名）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、銅の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。</li> <li>商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①銅の輸入依存が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の銅のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。</li> </ul> <p>→<b>7月30日</b>署名の大統領令において、<b>8月1日以降、銅の半製品及び銅派生品の輸入に対して50%の追加関税</b>を課すことを発表。 当面の間、精錬銅は適用対象外。</p> <p>□<b>日本の対米輸出</b>：銅の半製品及び銅派生品約663億円（0.3%）</p>
	<p>(備考) ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。 ( ) 内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。</p>

(木材 に適用済)	<b>大統領令 (9/29署名)</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、木材・同派生品の輸入について、<b>10月14日以降、以下の追加関税</b>をそれぞれ課す。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材及び製材：<b>10%</b></li> <li>・布張りの木材製品（カウチ、ソファ、椅子など）：<b>25%</b>（2026年1月1日以降、<b>30%</b>に引上げ予定）</li> <li>・キッチンキャビネット、洗面化粧台及び同部品：<b>25%</b>（2026年1月1日以降、<b>50%</b>に引上げ予定）</li> </ul> </li> <li>● ただし、英国、EU、日本及び韓国については、米国との合意を踏まえた例外規定が設けられている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・英國：<b>10%</b></li> <li>・EU・日本・韓国：<b>15% (既存の関税率を含む)</b>（※韓国は11月14日以降分から適用（12月4日付官報で公示。遡及適用））</li> </ul> </li> </ul> <p>□ <b>日本の対米輸出</b>：木材・同派生品約35億円（0.02%）</p>
(中型 に適用済) (大型 トラック)	<b>大統領令 (10/17署名)</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、中型・大型トラック・同部品の輸入について、<b>11月1日以降、25%の追加関税</b>を課す。 また、バスの輸入については、<b>10%の追加関税</b>を課す。</li> <li>● 米国内で組み立てられた中型・大型トラックに要した部品への関税を減免する制度が、自動車と同様に設けられた。 指定期間内に組み立てられた車両の価値（A）のうち、下記の一定割合に相当する還付金が申請可能に。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>3.75% (= (A) × 15% × 追加関税率25%)</b>（<b>2025年11月1日～2030年10月31日</b>までの期間に組み立てられたものが対象）</li> </ul> </li> <li>● USMCAの適用対象となる中型・大型トラックについては、米国外部分に対してのみ関税が適用される。</li> <li>● 鉄鋼・アルミニウム、自動車・同部品、銅、木材に対する品目別関税と重複しない。</li> </ul> <p>□ <b>日本の対米輸出</b>：中型・大型トラック約1,190億円（0.6%）（※同部品を除く）</p>

(備考) ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。 ( ) 内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。	<b>大統領令 (4/29署名)</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 複数の関税が同一の品目に重複して適用されることを回避するための手続きを定める（3月4日まで遡及して適用）。           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ①自動車関税の対象品目は、②対カナダ・メキシコ関税及び③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。</li> <li>➢ ②対カナダ・メキシコ関税の対象品目は、③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。</li> <li>➢ ③鉄鋼、アルミニウムの両方の関税が適用される要件を満たしている品目については、両方の関税の対象となる。</li> </ul> </li> </ul>

## 参考 米国の通商政策の動向関連（品目別④）

(日本時間 12月18日時点)

半導体・医薬品	官報（4/16付公示）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、半導体と医薬品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月7日までパブリックコメントを受付。</li> </ul> <p>□ 日本の対米輸出：半導体等電子部品約2,690億円（1.2%）、医薬品約4,115億円（1.9%）</p>
重要鉱物	大統領令（4/15署名）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、重要鉱物等（レアアース、重要鉱物の加工品・派生品を含む）の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。</li> <li>● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①米国の国家安全保障に脅威を及ぼすか否かの判断や、②追加関税等の措置の提言を含めた報告書を大統領に提出。</li> </ul>
民間航空機	官報（4/25付公示）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、重要鉱物等の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。</li> </ul>
ポリシリコン・無人航空機システム	官報（5/13付公示）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、民間航空機、ジェットエンジン、同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、6月3日までパブリックコメントを受付。</li> </ul>
風力タービン	官報（7/16付公示）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、ポリシリコンと無人航空機システム（ドローン等）の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、8月6日までパブリックコメントを受付。</li> </ul>
医療用品・医療機器	官報（8/25付公示）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、風力タービン・同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、9月9日までパブリックコメントを受付。</li> </ul>
産業機械	官報（9/26付公示）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、個人用防護具（PPE）、医療消耗品及び医療機器の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。</li> </ul>

(備考) ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

( ) 内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

対カナダ 対メキシコ	大統領令（2/1署名）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、国際緊急経済権限法（IEEA）における「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。</li> <li>危機が緩和されるまでの間、カナダとメキシコからの輸入品に2月4日から25%の追加関税を課す（カナダから輸入されるエネルギー資源は10%）。</li> </ul>
	大統領令（2/3署名）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2月1日の大統領令を改正し、関税措置を3月4日まで停止。→ <b>3月4日、25%の追加関税を発動。</b></li> </ul>
	大統領令（3/6署名）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月7日以降、追加関税率は原則25%とした上で、以下の例外措置（※）を設けた。           <ul style="list-style-type: none"> <li>USMCAの適用を受ける財（原産地規則等を満たすもの）は適用除外</li> <li>塩化カリウムは10%</li> <li>カナダから輸入されるエネルギー資源は10%（2月1日付大統領令で規定、3月4日から発動済）</li> </ul> </li> </ul>
	<p><b>【カナダの対抗措置】</b></p> <p>3月3日、カナダのトルドー首相（当時）は対抗措置として、米国からの輸入品総額1,550億カナダドルに対する25%の報復関税（300億カナダドル分は3月4日から、1,250億カナダドル分は3月25日から発動）を発表。3月6日、カナダのルブラン財務大臣（当時）は、米国の関税猶予措置を受け、1,250億カナダドル分の報復関税を4月2日まで実施しないとSNSに投稿。</p> <p>→8月22日、カナダのカーニー首相は、USMCAの適用を受ける米国製品（鉄鋼・アルミニウム、自動車は除く）について、9月1日から報復関税を撤廃すると発表。</p>
	<p><b>【メキシコの対抗措置】</b></p> <p>メキシコのシェインバウム大統領は、3月4日、記者会見で、報復関税を含む対抗措置を3月9日に発表すると発言していたが、3月6日、米国の関税猶予措置を受け、対抗措置発表の見送りを表明。</p>
	大統領令（7/31署名）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>カナダから米国に流入する違法薬物に対し、カナダが十分な対策を取っていないこと、米国に対し報復関税を発動したことを理由に8月1日以降、追加関税率は原則35%に変更。迂回輸出と判断された輸入品については40%の追加関税が課される。</li> </ul> <p>（※）の例外規定については継続。</p>
メキシコへの関税措置（8月以降）について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>トランプ大統領は、7月31日、自身のSNSで、メキシコのシェインバウム大統領との電話会談を踏まえ、メキシコに対する追加関税率を8月1日から30%に引き上げる措置を90日間延期する旨を投稿。</li> <li>メキシコのシェインバウム大統領は、10月25日にトランプ大統領と電話会談を行い、適用が延期されている追加関税率の引上げ措置について数週間後に再び話し合うことで合意した旨を、10月27日に発表。</li> </ul>	

## 大統領令（2/1署名）

- 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、IEPAにおける「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。
- 危機が緩和されるまでの間、中国からの輸入品に2月4日から10%の追加関税を課す。

## 【中国の対抗措置（2月4日発表）】

- ・米国の追加関税措置についてWTOに提訴
- ・米国からの石炭、天然ガスに15%、原油、農業機械、大型自動車、ピックアップトラックに10%の追加関税を課す（2月10日発動）
- ・タンクステン等の重要鉱物の関連品目に対する輸出管理措置 等

## 大統領令（3/3署名）

- 中国が違法薬物の問題の緩和に十分な措置を講じていないという事実を踏まえ、3月3日から追加関税を20%に引上げ。

## 【中国の対抗措置（3月4日発表）】

- ・米国の追加関税措置についてWTOに提訴
- ・米国の追加関税措置を理由とする米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置（3月10日発動）：
  - 鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花に15%、
  - ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産品、果物、野菜、乳製品に10% 等

## 大統領令（4/2、4/8、4/9、5/12、8/11署名）

- 4月2日署名の大統領令（相互関税の発表）において、中国への相互関税率を34%に設定。
- 4月8日、9日署名の大統領令において、相互関税率を相次いで引上げ（34%→84%→125%）。
- 5月12日署名の大統領令において、**5月14日以降、相互関税率を125%から34%に引き下げ、90日間はうち10%のみ適用**（累計30%）。
- 8月11日署名の大統領令において、相互関税率34%を10%へ引き下げる措置を90日間（11月10日まで）継続する旨決定。

## 【中国の対抗措置等】

- ・4月4日、中国は米国の関税措置についてWTOに提訴。米国から輸入される全品目に対して34%の追加関税を課すことを発表。
- ・4月9日及び4月11日、米国に対する追加関税率の引上げを相次いで発表（34%→84%→125%）。
- ・5月12日、追加関税率を125%から**34%に引き下げ、90日間はうち10%のみ適用**する（5月14日以降）とともに、非関税措置の停止または取り止めを決定した旨発表。
- ・8月12日、10%への引下げ措置を90日間（11月10日まで）継続する旨を発表。

## 大統領令（11/4署名）

- 中国との協議を踏まえ、以下の措置が決定。
  - ①相互関税率34%を**10%へ引き下げる措置を1年間（2026年11月10日まで）継続。**
  - ②11月10日以降、**違法薬物等を理由とする追加関税率を20%から10%に引下げ。**

## 【中国の対応（11月5日発表）】

- ・11月10日以降、米国に対する追加関税率**34%を10%に引き下げる措置を1年間延長。**
- ・3月4日に発表した、米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置を停止。

对中国